第３期上富良野町障がい者計画

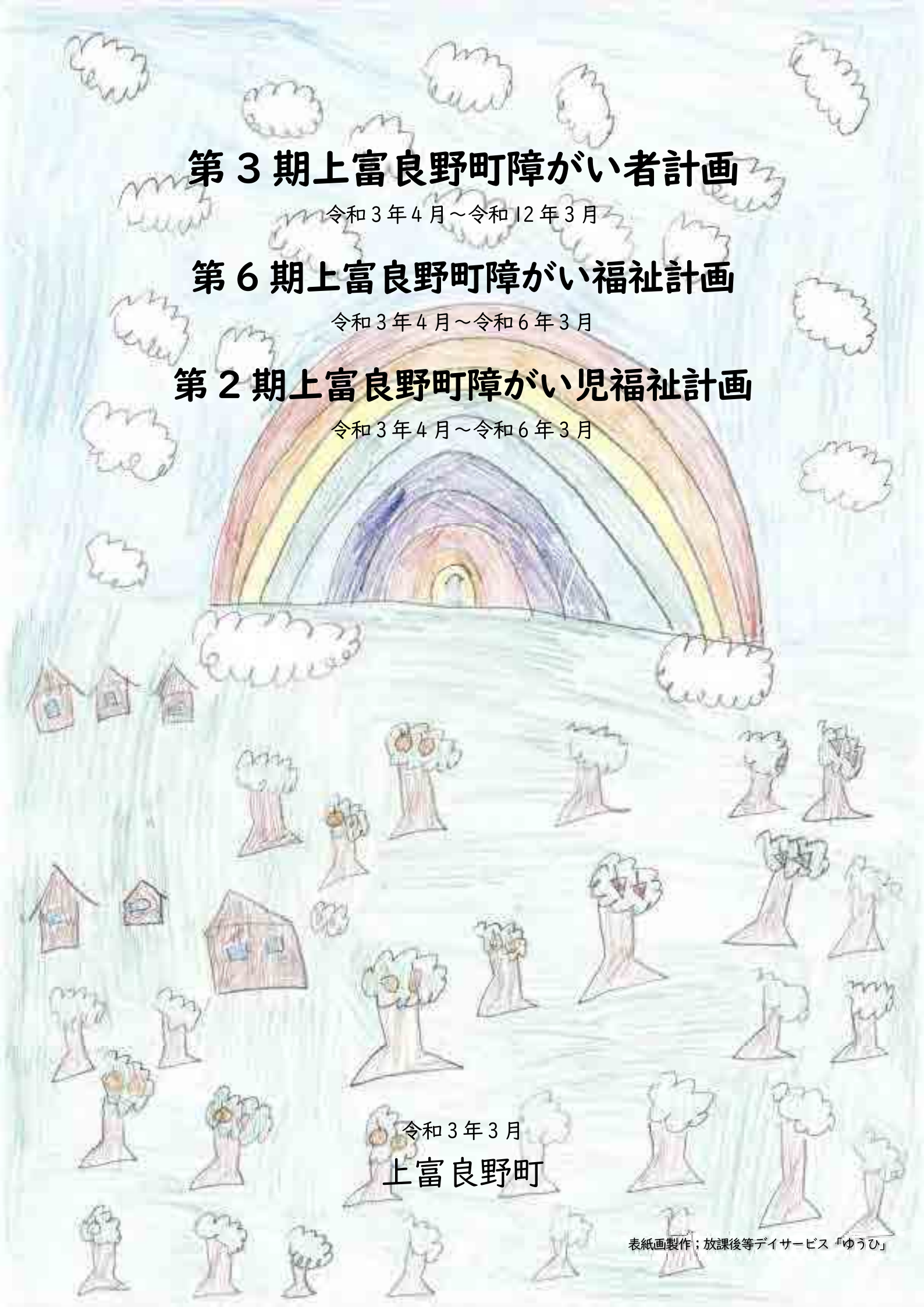
令和３年４月～令和12年３月

第６期上富良野町障がい福祉計画

令和３年４月～令和６年３月

第２期上富良野町障がい児福祉計画

令和３年４月～令和６年３月



令和３年３月

上富良野町

表紙画製作：放課後等デイサービス「ゆうひ」

もくじ

第１章　計画策定にあたって
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の位置づけ……2
３　北海道の方針……3
４　計画の期間……3
５　計画の対象……3
６　計画の策定体制……4

第２章　障がいのある人を取り巻く現状
１　人口・世帯……5
２　障害者手帳等の所持者数……7
３　地域資源の状況……12
４　アンケート調査の概要……17

第３章　障がい者計画・施策の展開
計画の基本体系……27
施策１　広報・啓発の推進……28
施策２　就労・雇用の促進……30
施策３　保健・医療の充実……32
施策４　生活支援……35
施策５　まちづくり・ひとづくり……41

―第６期上富良野町障がい福祉計画・第２期上富良野町障がい児福祉計画―

第４章　福祉サービス等の数値目標
１　数値目標……45
２　サービスの見込量……49

第５章　計画の推進
１　計画の進行管理体制……68
２　関係機関との連携……68
３　自立支援協議会の活用……69
４　計画の点検・評価……70

資料編
１　設置要綱……71
２　委員名簿……72
３　計画策定の経過……73
４　福祉・医療マップ……74
５　事業所（施設）サービス一覧……75

１　計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、精神疾患の患者の増加などが進行し、障がい者施策のニーズは多様化しているといわれています。

国は平成 30 年度から令和４年度までの５か年を計画期間とする「第４次障害者基本計画」を定め、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えるとともに、地域社会における共生や差別の禁止など、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念とする取組を実施しています。

平成 25 年に、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）という。」が施行されました。この約 15 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成 26 年１月に批准されました。

平成 28 年４月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年６月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年４月から施行されました。

本町では、「上富良野町第２期障がい者計画（第５期上富良野町障がい福祉計画・第１期上富良野町障がい児福祉計画）」が令和２年度末で計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、全ての町民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和３年度を初年度とする「第３期上富良野町障がい者計画（第６期上富良野町障がい福祉計画・第２期上富良野町障がい児福祉計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

２　計画の位置づけ

（１）根拠法令

障がい者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項で市町村に策定が義務付けられ、障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

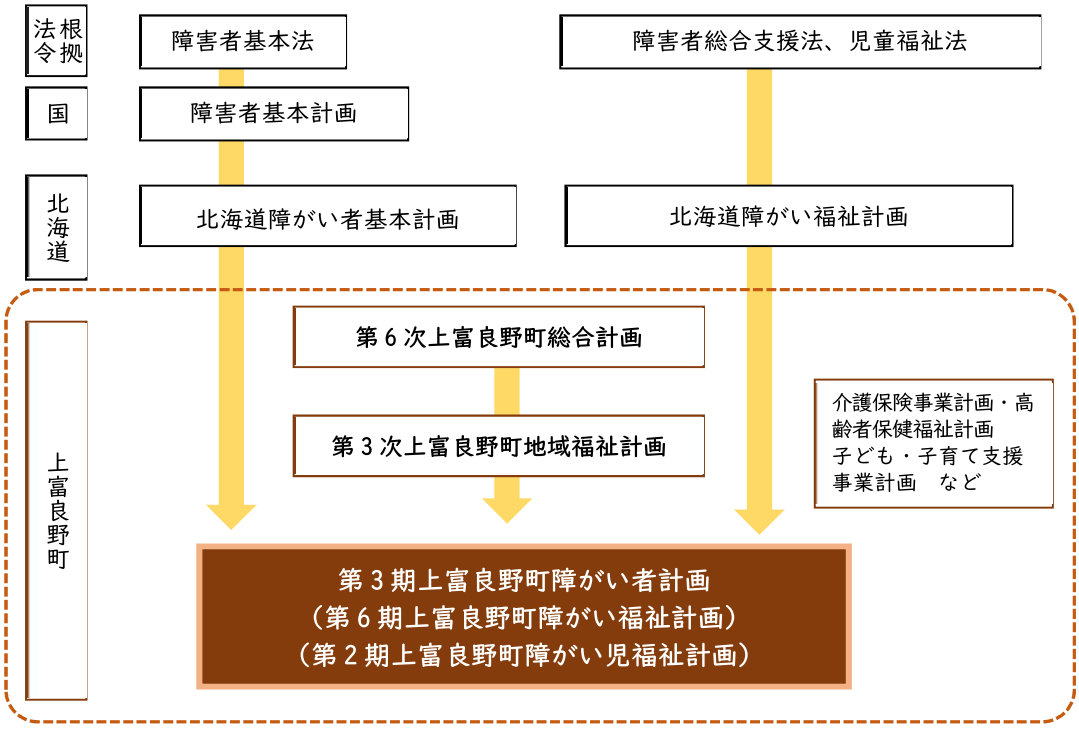
障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条、障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第１項に基づく計画として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

（２）法令、他の計画との関係

本町の上位計画である「第 6 次上富良野町総合計画」・「第 3 次上富良野町地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、北海道の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、町の障がい者福祉の大綱を示す計画として、町の障がい者福祉施策の基本的方向性を示しています。また、町の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定めた「第 6 期上富良野町障がい福祉計画・第 2 期上富良野町障がい児福祉計画」と総合的に推進を図ります。

＜法令、他の計画との関係＞



３　北海道の方針

北海道では、平成 25 年度に、「第２期北海道障がい者基本計画」を策定しています。この計画は、障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」を施策の３本柱に掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、北海道が取り組む施策を定めることで、基本目標である「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指しており、町の障がい者計画の基本となるものです。

４　計画の期間

本計画は、令和３年度から令和 11 年度までの９年間を計画期間とします。障がい者計画に含まれる「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の見直し期間に合わせ、３年ごとの見直しを基本とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

<table>
<tr><td>平成 30
年度</td><td>令和元
年度</td><td>令和２
年度</td><td>令和３
年度</td><td>令和４
年度</td><td>令和５
年度</td><td>令和６
年度</td><td>令和７
年度</td><td>令和８
年度</td><td>令和９
年度</td><td>令和 10
年度</td><td>令和 11
年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">第２期障がい者計画</td><td colspan="8">第３期障がい者計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第６期障がい福祉計画
第２期障がい児福祉計画</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

５　計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

○身体障がい者
○知的障がい者
○精神障がい（発達障がいを含む）者
○その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第２条「障害者の定義」

１　障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

２　社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

６　計画の策定体制

（１）策定体制

①上富良野町

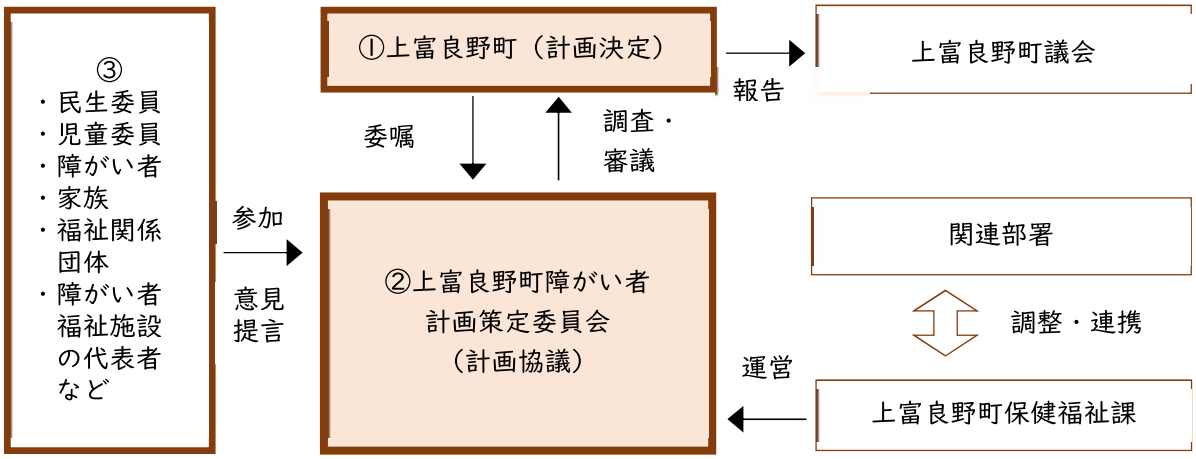
本計画の策定・見直しに関しては、上富良野町障がい者計画策定委員会が調査・審議等を行い、庁議を経て計画を決定します。

計画は町議会に報告します。

②上富良野町障がい者計画策定委員会

民生委員・児童委員や福祉関係団体、障がい者福祉施設の代表者などの参画を得て「上富良野町障がい者計画策定委員会」を設置し、本町の障がい者や障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、町長に計画案を提案します。

③民生委員・児童委員、障がい者又はその家族、福祉関係団体、障がい者福祉施設の代表者など、計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート調査やパブリックコメント等を通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案し、参加していきます。



（２）各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

②障がい者アンケート調査

障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「福祉（障がい）に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

１　人口・世帯

（１）人口

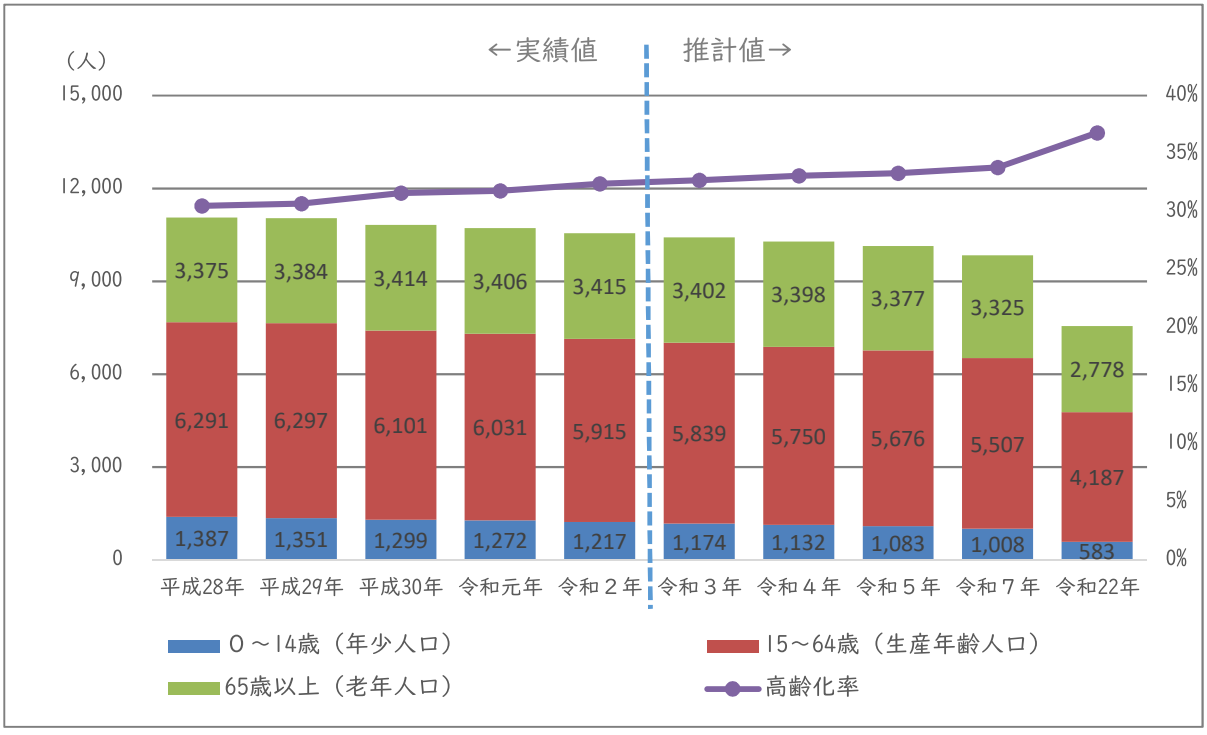
本町の総人口は減少傾向にあり、平成 28 年の 11,053 人から、令和 2 年には 10,547 人と、506 人の減少がみられます。また、令和 7 年には 1 万人を下回り、9,840 人となる見込みです。年齢区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いていますが、老年人口は概ね増加傾向にあります。

図表　人口の推移

	総数	65 歳未満			65 歳以上	高齢化率
			0～14 歳	15～64 歳		
平成 28 年	11,053	7,678	1,387	6,291	3,375	30.5
平成 29 年	11,032	7,648	1,351	6,297	3,384	30.7
平成 30 年	10,814	7,400	1,299	6,101	3,414	31.6
令和元年	10,709	7,303	1,272	6,031	3,406	31.8
令和 2 年	10,547	7,132	1,217	5,915	3,415	32.4
令和 3 年	10,415	7,132	1,174	5,839	3,402	32.7
令和 4 年	10,280	6,882	1,132	5,750	3,398	33.1
令和 5 年	10,136	6,759	1,083	5,676	3,377	33.3
令和 7 年	9,840	6,515	1,008	5,507	3,325	33.8
令和 22 年	7,548	4,770	583	4,187	2,778	36.8

資料：住民基本台帳（各年 9 月末日現在）
推計値はコーホート変化率法による

図表　年齢３区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 9 月末日現在）
推計値はコーホート変化率法による

（２）世帯

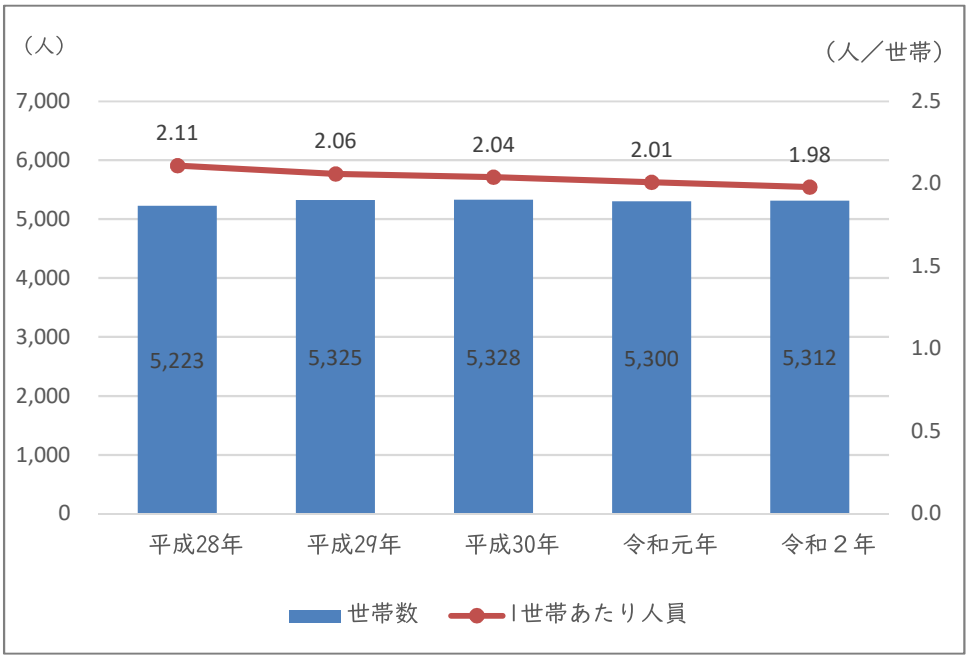
世帯数の推移をみると、平成 30 年まで増加が続いていましたが、以降は増減を繰り返しており、令和２年には 5,312 世帯となっています。１世帯あたり人員は、平成 28 年の 2.11 人から減少が続き、令和２年には 1.98 人となっています。

図表　世帯の推移

	世帯数	１世帯あたり人員
平成 28 年	5,223	2.11
平成 29 年	5,325	2.06
平成 30 年	5,328	2.04
令和元年	5,300	2.01
令和２年	5,312	1.98

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

図表　世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

２　障がい者手帳等の所持者数

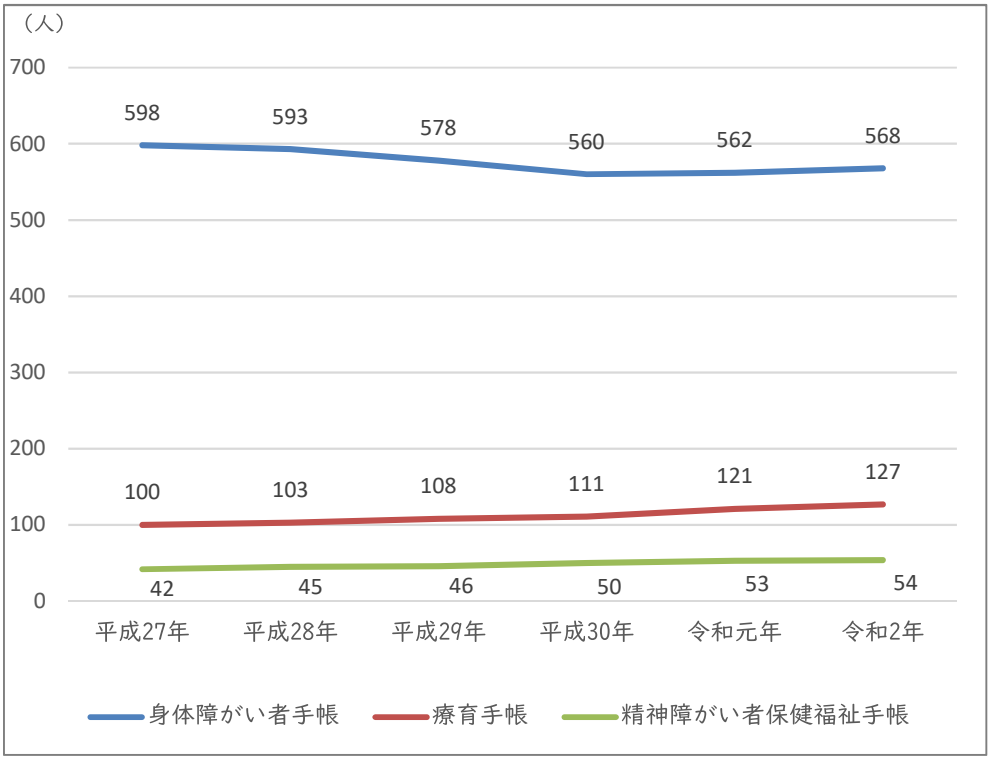
（１）障がい者手帳所持者数

障がい者手帳所持者数の推移をみると、全ての手帳所持者数の合計は平成 27 年の 726 人（6.5%）からほぼ横ばいで推移しており、令和 2 年は 729 人（6.9%）となっています。障がい種別にみると、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳は増加傾向となっています。身体障がい者手帳は平成 30 年まで減少が続いていましたが、以降は増加に転じています。

図表　障がい者手帳所持者数の推移

区分		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	増減 R2-H27
身体障がい者手帳	（人）	598	593	578	560	562	568	-30
	（%）	5.4	5.4	5.3	5.2	5.3	5.4	
療育手帳	（人）	100	103	108	111	121	127	27
	（%）	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	
精神障がい者保健福祉手帳	（人）	42	45	46	50	53	54	12
	（%）	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	
合計	（人）	726	727	718	707	716	729	3
	（%）	6.5	6.6	6.6	6.5	6.7	6.9	

※上段：所持者数、下段：所持者数の人口総数に占める割合
※町民のほか、居住地特例の適用を受ける町外居住者を含む。
※重複所持者を合わせて１件としているため、合計は一致しません。



資料：保健福祉課（各年４月１日現在）

（２）身体障がい者

身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、総数は平成 27 年以降減少傾向にあり、令和 2 年は 568 人となっています。

主な障がいの区分別にみると、聴覚障がいのほか、肢体不自由の上肢及び体幹で所持者数、増減率ともに他の区分と比べて大きく減少しています。また、級別では、1 級、2 級、6 級は減少し、3 級、4 級は増加しています。

図表　身体障がい者手帳所持者数の推移

区分				平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	増減 R2-H27	
総数			（人）	598	593	578	560	562	568	-30	(-5.0%)
男女別	男		（人）	269	266	258	247	253	257	-12	(-4.5%)
	女		（人）	329	327	320	313	309	311	-18	(-5.5%)
主な障がいの区分別	視覚障がい		（人）	30	29	30	28	28	30	0	(0.0%)
	聴覚障がい		（人）	86	82	81	80	75	75	-11	(-12.8%)
	平衡機能障がい		（人）							－	
	音声音話そしゃく機能		（人）	7	5	5	5	5	5	-2	(-28.6%)
	肢体不自由	上肢	（人）	85	83	80	77	75	77	-8	(-9.4%)
		下肢	（人）	226	224	218	215	220	222	-4	(-1.8%)
		体幹	（人）	40	42	38	35	34	35	-5	(-12.5%)
		上肢機能	（人）	1	1	1	1	1	1	0	(0.0%)
		移動機能	（人）	2	2	2	2	2	2	0	(0.0%)
	内部障がい	心臓機能	（人）	60	61	59	63	64	63	3	(5.0%)
		じん臓機能	（人）	28	25	25	23	26	26	-2	(-7.1%)
		呼吸器機能	（人）	11	15	16	12	12	12	1	(9.1%)
		ぼうこう直腸機能	（人）	18	18	17	16	15	15	-3	(-16.7%)
		小腸機能	（人）	2	3	2	1	1	1	-1	(-50.0%)
		免疫機能障がい	（人）	2	3	3	2	2	2	0	(0.0%)
		肝臓機能	（人）			1		2	2	2	－
級別	1級		（人）	130	126	125	124	103	102	-28	(-21.5%)
	2級		（人）	94	91	84	76	83	85	-9	(-9.6%)
	3級		（人）	115	115	117	115	123	123	8	(7.0%)
	4級		（人）	141	142	140	140	145	147	6	(4.3%)
	5級		（人）	50	52	51	46	49	50	0	(0.0%)
	6級		（人）	68	67	61	59	59	61	-7	(-10.3%)
年代別	児童（0～17歳）		（人）	7	7	4	3	6	6	-1	(-14.3%)
	青年期（18～39歳）		（人）	19	19	20	18	20	20	1	(5.3%)
	壮年期（40～64歳）		（人）	112	104	103	98	98	95	-17	(-15.2%)
	高齢者（65歳以上）		（人）	460	463	451	441	438	447	-13	(-2.8%)

資料：保健福祉課（各年４月１日現在）

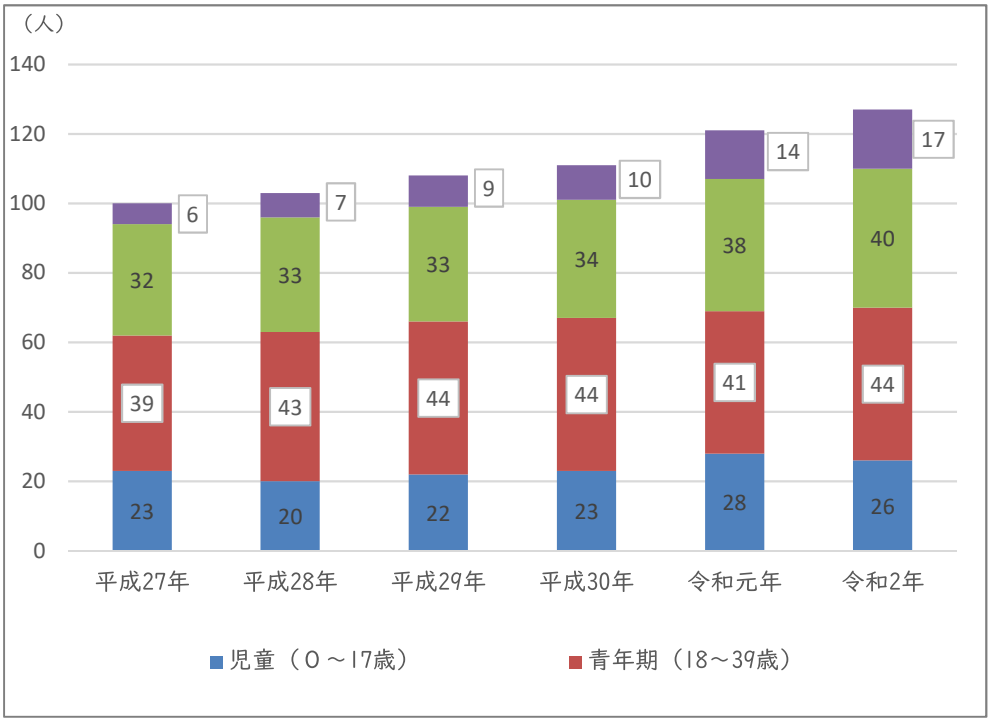
（３）知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は平成 27 年以降増加が続いており、令和 2 年には 127 人となっています。

男女別、区分別では、いずれも大きな差はありませんが、年代別にみると、児童（0～17 歳）や青年期（18～39 歳）に比べ、高齢者（65 歳以上）の増加率が大きくなっています。

図表　療育手帳所持者数の推移

区分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	増減 R2-H27
総数		（人）	100	103	108	111	121	127	27　（27.0%）
男女別	男	（人）	64	65	66	68	75	79	15　（23.4%）
	女	（人）	36	38	42	43	46	48	12　（33.3%）
区分別	A判定	（人）	34	34	34	34	39	42	8　（23.5%）
	B判定	（人）	66	69	74	77	82	85	19　（28.8%）
年代別	児童（0～17歳）	（人）	23	20	22	23	28	26	3　（13.0%）
	青年期（18～39歳）	（人）	39	43	44	44	41	44	5　（12.8%）
	壮年期（40～64歳）	（人）	32	33	33	34	38	40	8　（25.0%）
	高齢者（65歳以上）	（人）	6	7	9	10	14	17	11　（183.3%）



資料：保健福祉課（各年４月１日現在）

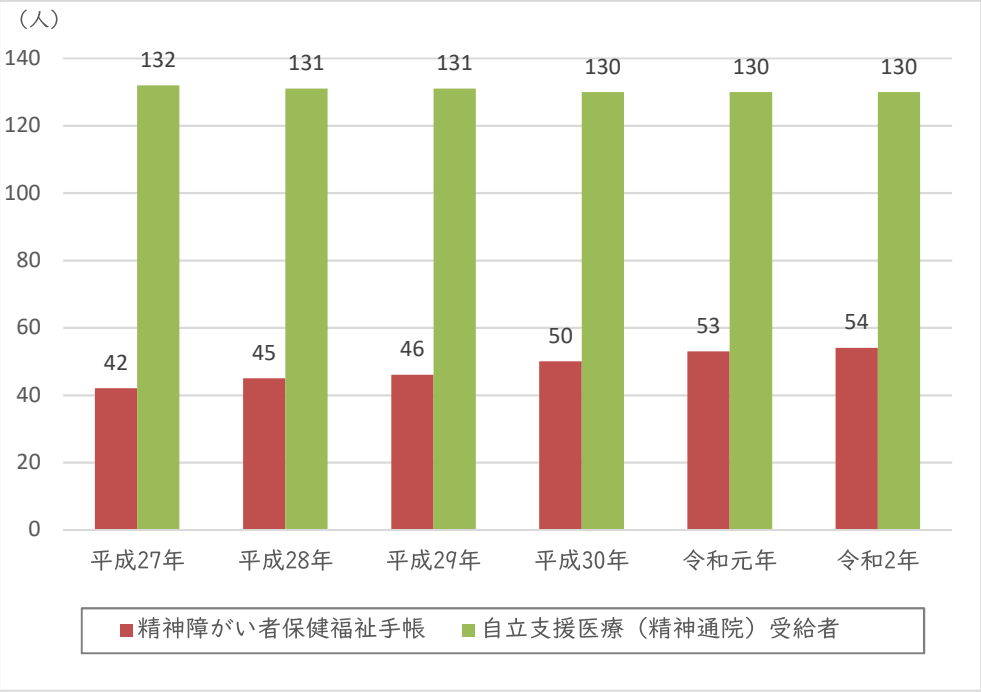
（４）精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、精神障がい者保健福祉手帳は平成 27 年以降増加が続き、令和 2 年は 54 人となっています。級別では、１級及び 2 級はほぼ横ばいとなっていますが、3 級は増加が続いています。また、障がい区分別にみると、気分障がいの増加が大きく、年代別では壮年期（40～64 歳）の増加が大きくなっています。

一方、自立支援医療（精神通院）受給者は、横ばいで推移しています。

図表　精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者の推移

区分				平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	増減 R2-H27	
精神障がい者保健福祉手帳			（人）	42	45	46	50	53	54	12	(28.6%)
	級別	１級	（人）	2	2	2	2	2	2	0	(0.0%)
		２級	（人）	30	29	29	31	30	29	-1	(-3.3%)
		３級	（人）	10	14	15	17	21	23	13	(130.0%)
自立支援医療（精神通院）受給者			（人）	132	131	131	130	130	130	-2	(-1.5%)



資料：保健福祉課（各年４月１日現在）

図表　主障がい別・年代別手帳等所持者数の推移

区分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	増減 R2-H27
合計		（人）	42	45	46	50	53	54	12　(28.6%)
障がい区分	器質性障がい ※認知症など	（人）	2	2	2	2	2	2	0　(0.0%)
	統合失調症	（人）	29	28	28	28	28	27	-2　(-6.9%)
	気分障がい ※躁うつ病など	（人）	6	8	10	13	17	19	13　(216.7%)
	その他 ※強迫性障がいなど	（人）	3	5	5	5	5	5	2　(66.7%)
	発作性障がい ※てんかんなど	（人）	2	2	1	2	1	1	-1　(-50.0%)
年代別	児童（0～17歳）	（人）							－
	青年期（18～39歳）	（人）	17	21	20	18	20	18	1　(5.9%)
	壮年期（40～64歳）	（人）	19	17	19	23	24	28	9　(47.4%)
	高齢者（65歳以上）	（人）	6	7	7	9	9	8	2　(33.3%)

資料：保健福祉課（各年４月１日現在）

３　地域資源の状況

（１）障がい福祉サービス等提供事業所

町内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

サービス項目	事業所数（か所）
居宅介護	1
重度訪問介護	1
同行援護	0
行動援護	0
重度障害者等包括支援	0
生活介護	1
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	0
就労移行支援	0
就労継続支援Ａ型	1
就労継続支援Ｂ型	2
就労定着支援	0
療養介護	0
短期入所（福祉型・医療型）	0
自立生活援助	0
共同生活援助	3
施設入所支援	0
地域生活支援拠点等	0
計画相談支援	1
地域移行支援	0
地域定着支援	0
児童発達支援	1
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	2
保育所等訪問支援	1
居宅訪問型児童発達支援	0
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	0
障害児相談支援	1

資料：保健福祉課（2 年 4 月 1 日現在）

（参考）障がい福祉サービスについて

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援Ａ型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援Ｂ型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能をもつ場所のことです。

計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所支援、 医療型児童入所支援	施設等に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障害児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

（２）地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業者は、以下のとおりです。

【必須事業】

事業項目	事業所数
理解促進研修・啓発事業	1
自発的活動支援事業	0
相談支援事業	1
成年後見制度利用支援事業	1
成年後見制度法人後見支援事業	0
意思疎通支援事業	1
日常生活用具給付等事業	1
手話奉仕員養成研修事業	1
移動支援事業	1
地域活動支援センター機能強化事業	1

【任意事業】

事業項目	事業所数
福祉ホームの運営	0
訪問入浴サービス	0
生活訓練等	0
日中一時支援	3
地域移行のための安心生活支援	0
障害児支援体制整備	0
巡回支援専門員整備	0
相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	0
その他日常生活支援	0
スポーツ・レクリエーション教室開催等	1
文化芸術活動振興	0
点字・声の広報等発行	0
奉仕員養成研修	0
自動車運転免許取得・改造助成	1
その他社会参加支援	0
成年後見制度普及啓発	1
障害者虐待防止対策支援	1
その他権利擁護支援	1
盲人ホームの運営	0
重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）	0
更生訓練費給付	0
知的障害者職親委託	0
その他就業・就労支援	0
障害支援区分認定等事務	1

資料：保健福祉課（２年４月１日現在）

（参考）地域生活支援事業について

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障がい児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

（３）相談支援

障がいに関する町内の相談支援事業所は下表のとおりです。

事業所区分	事業所数（か所）
指定一般相談支援事業所	1
指定特定相談支援事業所	1
指定障害児相談支援事業所	1

資料：保健福祉課（2 年 4 月 1 日現在）

４　アンケート調査の概要

（１）調査概要

障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査概要は、以下のとおりです。

○調査対象：上富良野町にお住まいの、身体障がい者手帳又は療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方（無作為抽出）

○調査期間：令和２年６月５日～６月 28 日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○配布・回答数：配布数 600 票、回答数 316 票（回答率 52.7%）

○調査内容：

①日常生活について

②社会参加について

③就労について

④障がいのある方に対する理解について

⑤相談体制について

⑥情報収集について

⑦災害時の避難・対策について

○調査結果の表記等について：

・比率は全て百分率で表し、小数点第２位以下を四捨五入しているため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。

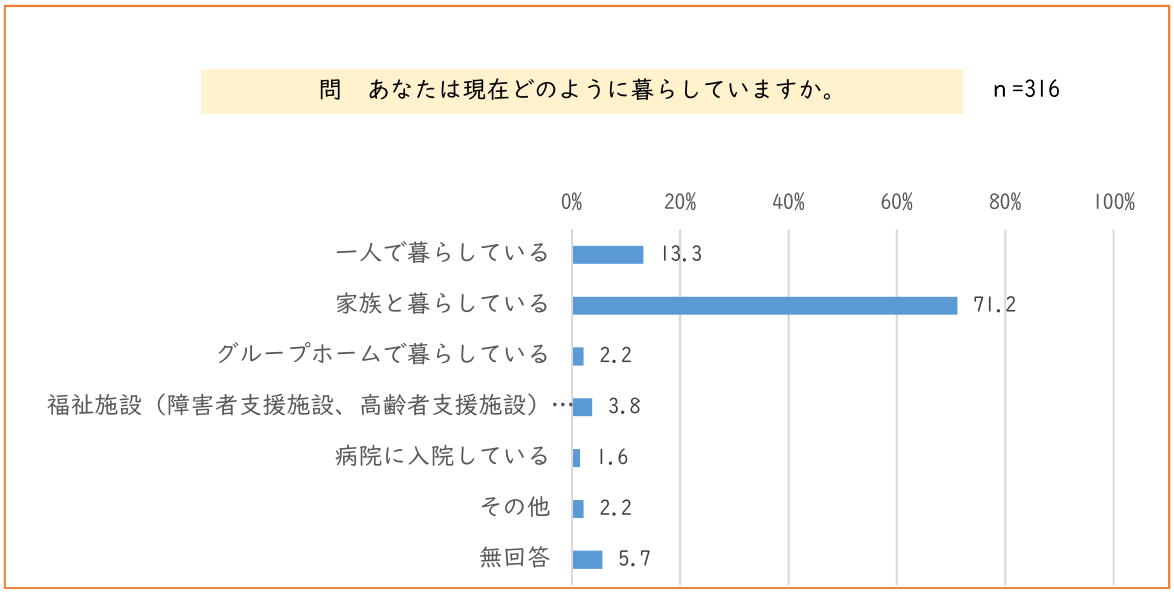
・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の数は、アンケート調査内での回答による数のため、回収数と回答者数は一致していません。

（２）調査結果

①日常生活について

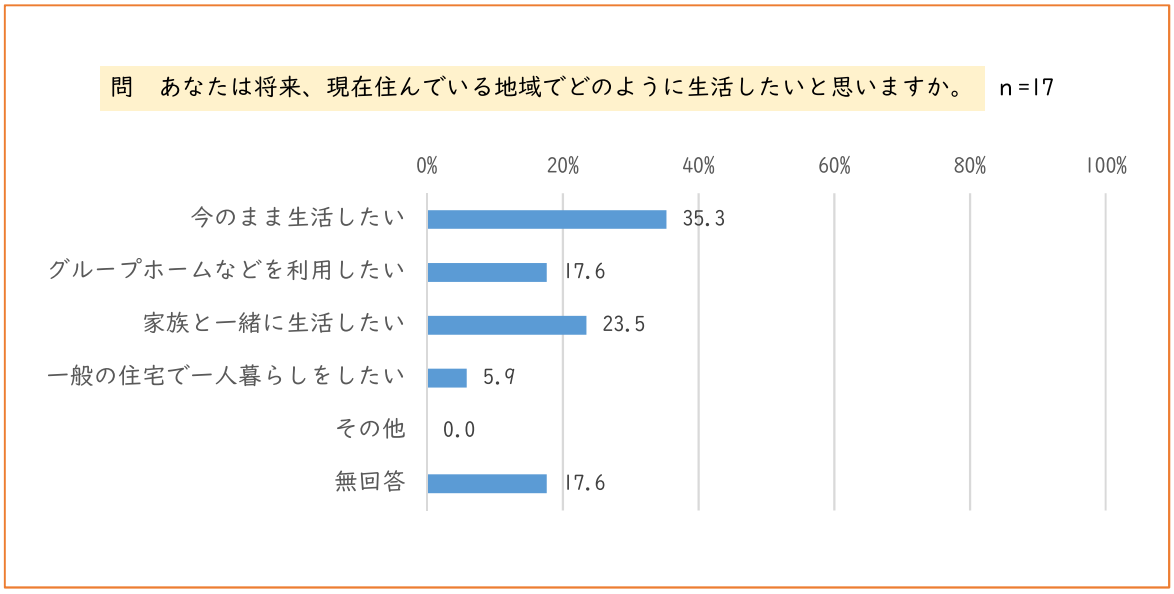
現在暮らしているところをみると、「家族と暮らしている」が 71.2%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が 13.3%となっています。

属性別にみると、高次脳機能障がいの方は「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」の割合が高い傾向にあります。



現在暮らしているところで、「福祉施設」又は「病院」を選択した方に聞いた、今後暮らしたいところをみると、「今のまま生活したい」が 35.3%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 23.5%となっています。

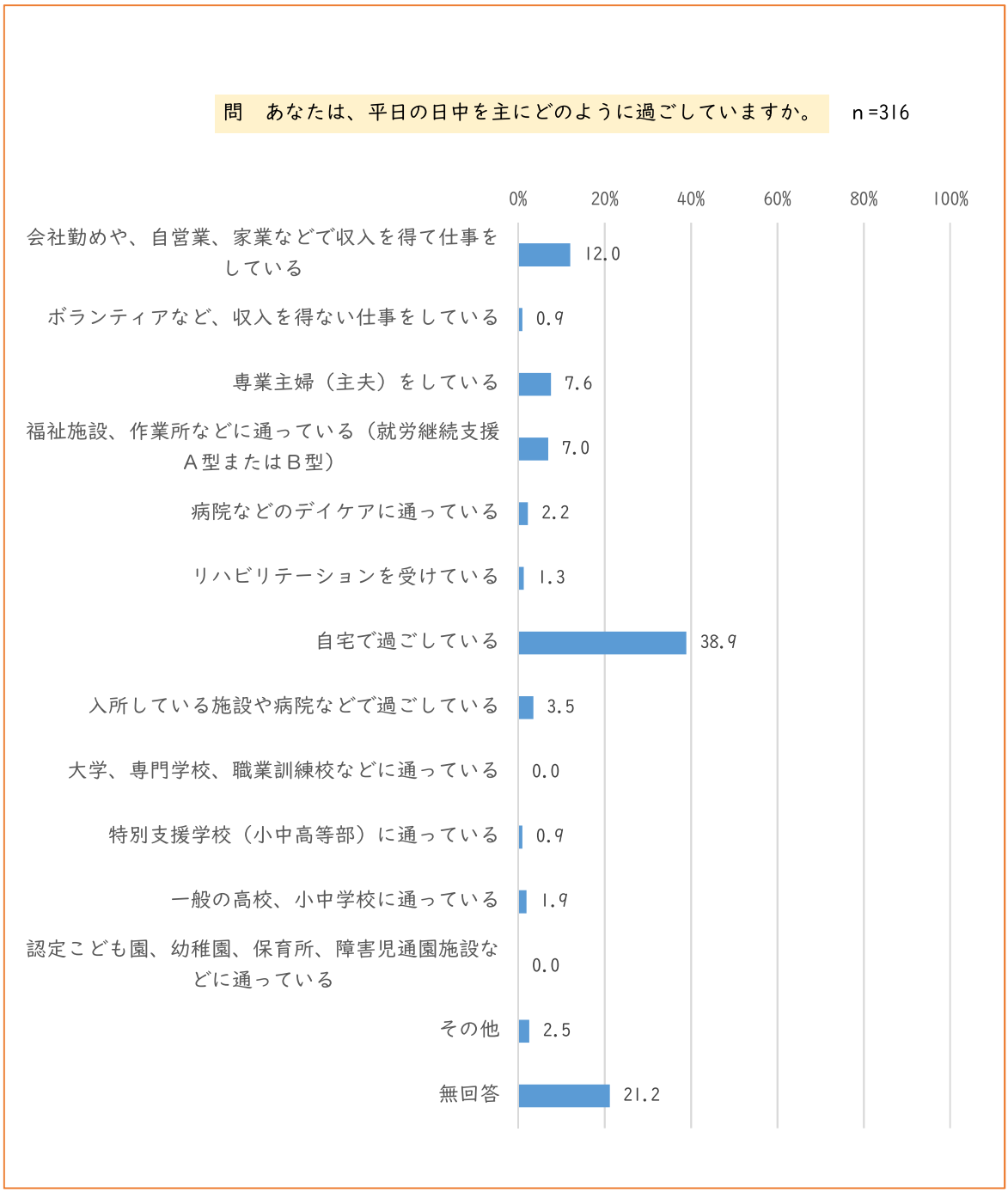
属性別にみると、回答者の人数が少ないことに留意する必要がありますが、80 代では「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が高い傾向がみられます。



②社会参加について

平日の日中の過ごし方をみると、「自宅で過ごしている」が 38.9%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が 12.0%となっています。属性別にみると、女性では男性に比べ「専業主婦(主夫)をしている」の割合が高い傾向がみられます。

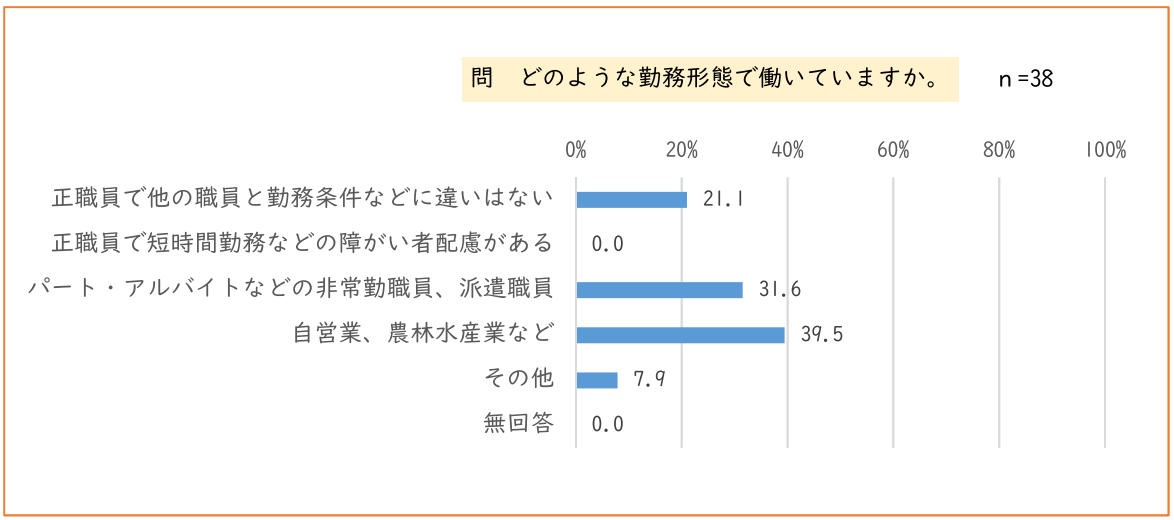
また、18 歳～29 歳、30 代、40 代では他の年齢に比べ「福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援Ａ型またはＢ型)」の割合が高い傾向がみられます。療育手帳をお持ちの方、発達障がいの方では「自宅で過ごしている」の割合が低く、「一般の高校、小中学校に通っている」の割合が高い傾向がみられます。



③就労について

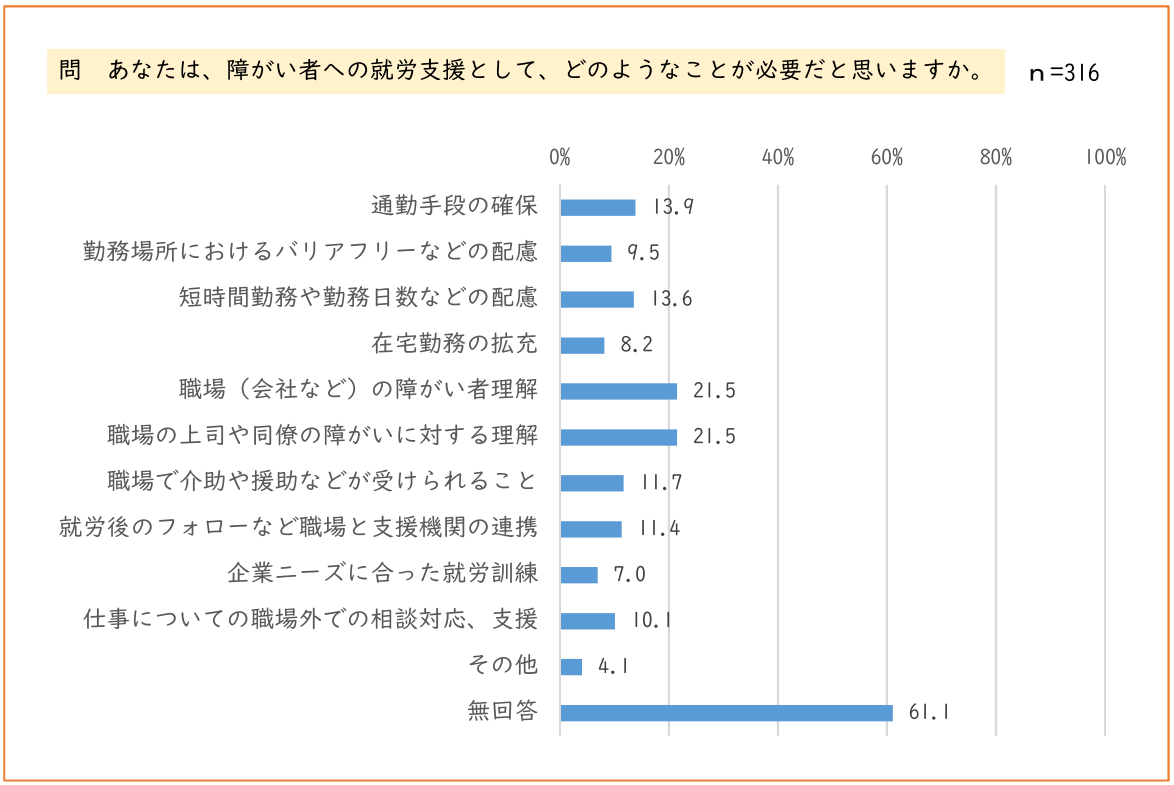
平日の日中の過ごし方で、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した方に聞いた、勤務形態をみると、「自営業、農林水産業など」が 39.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 31.6%となっています。

属性別にみると、男性では女性より「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」の割合が高い傾向にあり、一方で女性は「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が高い傾向にあります。



障がいのある方が働くために必要な条件や環境整備をみると、「職場（会社など）の障がい者理解」「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が同率で 21.5%と最も高く、次に「通勤手段の確保」が 13.9%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 13.6%となっています。

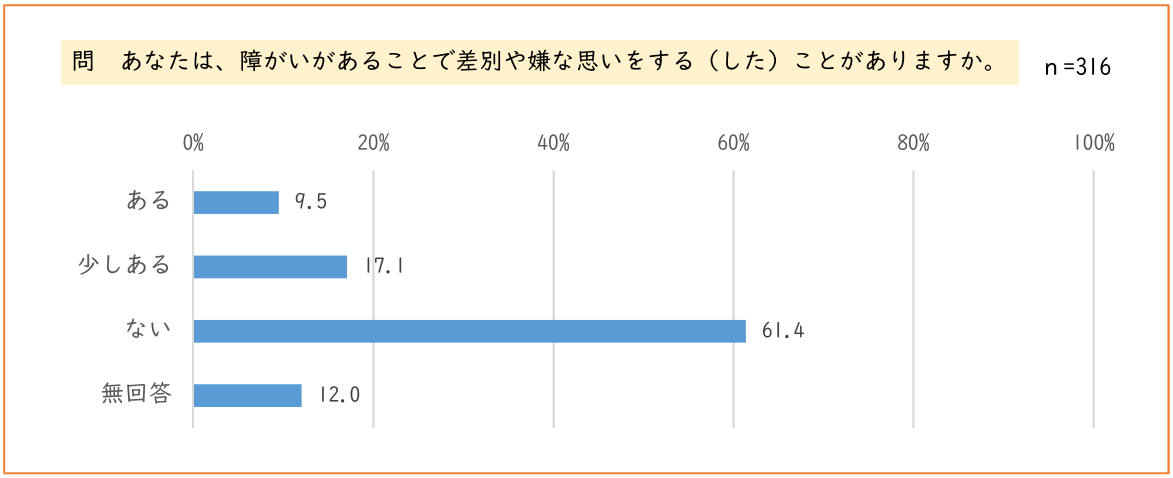
属性別にみると、年齢が若いほど「通勤手段の確保」の割合が高い傾向がみられます。また、18～29 歳、30 代、40 代では他の年齢に比べ「短時間勤務や勤務日数などの配慮」の割合が高い傾向がみられます。



④障がいのある方に対する理解について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無をみると、「ない」が61.4%と最も高く、次いで「少しある」が17.1%、「ある」が9.5%となっています。「ある」と「少しある」を合わせた『ある』は26.6%となっています。

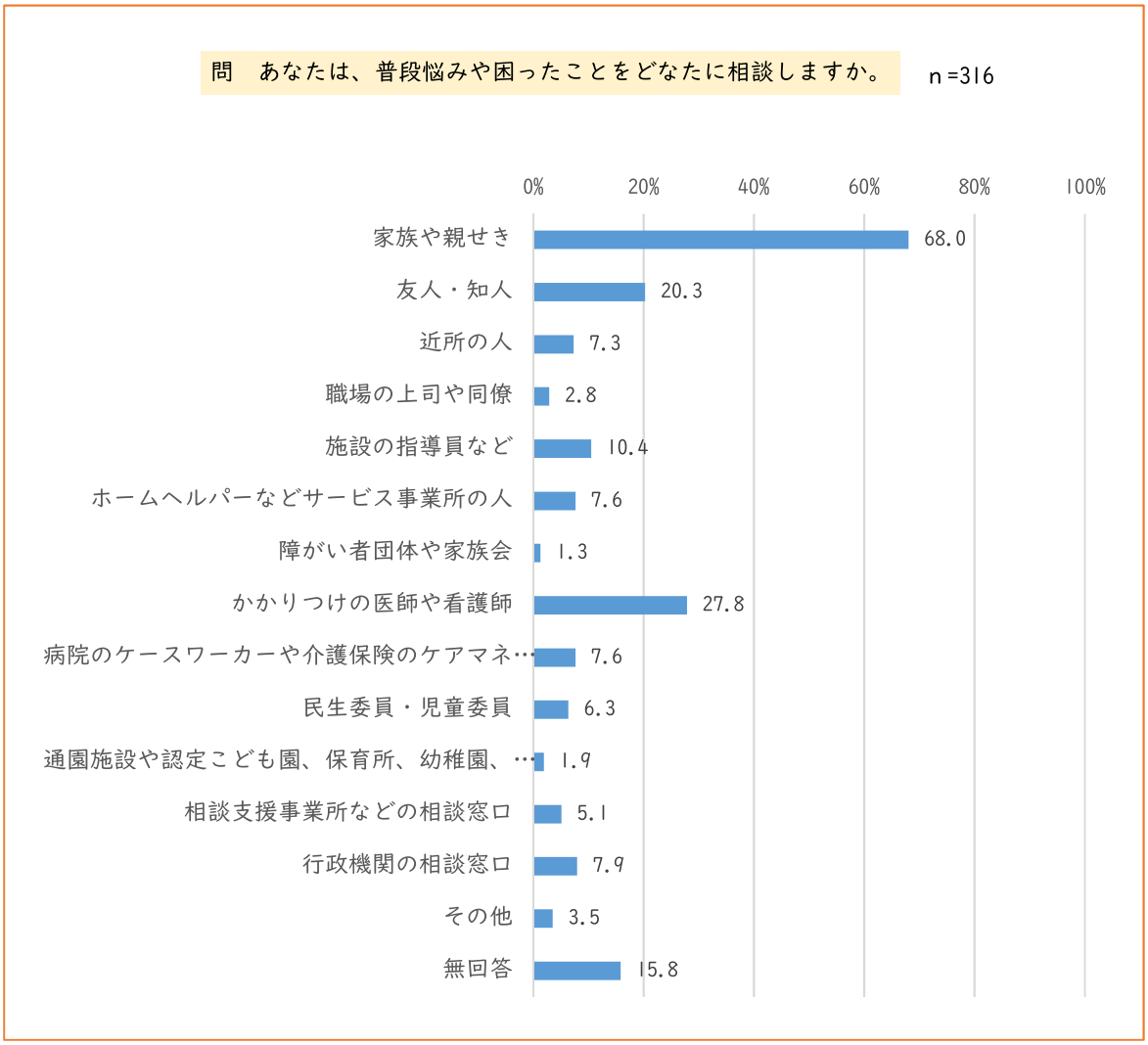
属性別にみると、50代以下では60代以上に比べ「ない」の割合が低くなり、「ある」の割合が高くなる傾向がみられます。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方では「ない」の割合が低く、「ある」「少しある」の割合が特に高い傾向がみられます。



⑤相談体制について

悩みや困ったことの相談先をみると、「家族や親せき」が 68.0%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 27.8%、「友人・知人」が 20.3%となっています。

属性別にみると、18 歳未満では「通園施設や認定こども園、保育所、幼稚園、学校の先生」「相談支援事業所などの相談窓口」の割合が高い傾向がみられます。また、発達障がいの方では「通園施設や認定こども園、保育所、幼稚園、学校の先生」の割合が高い傾向がみられます。

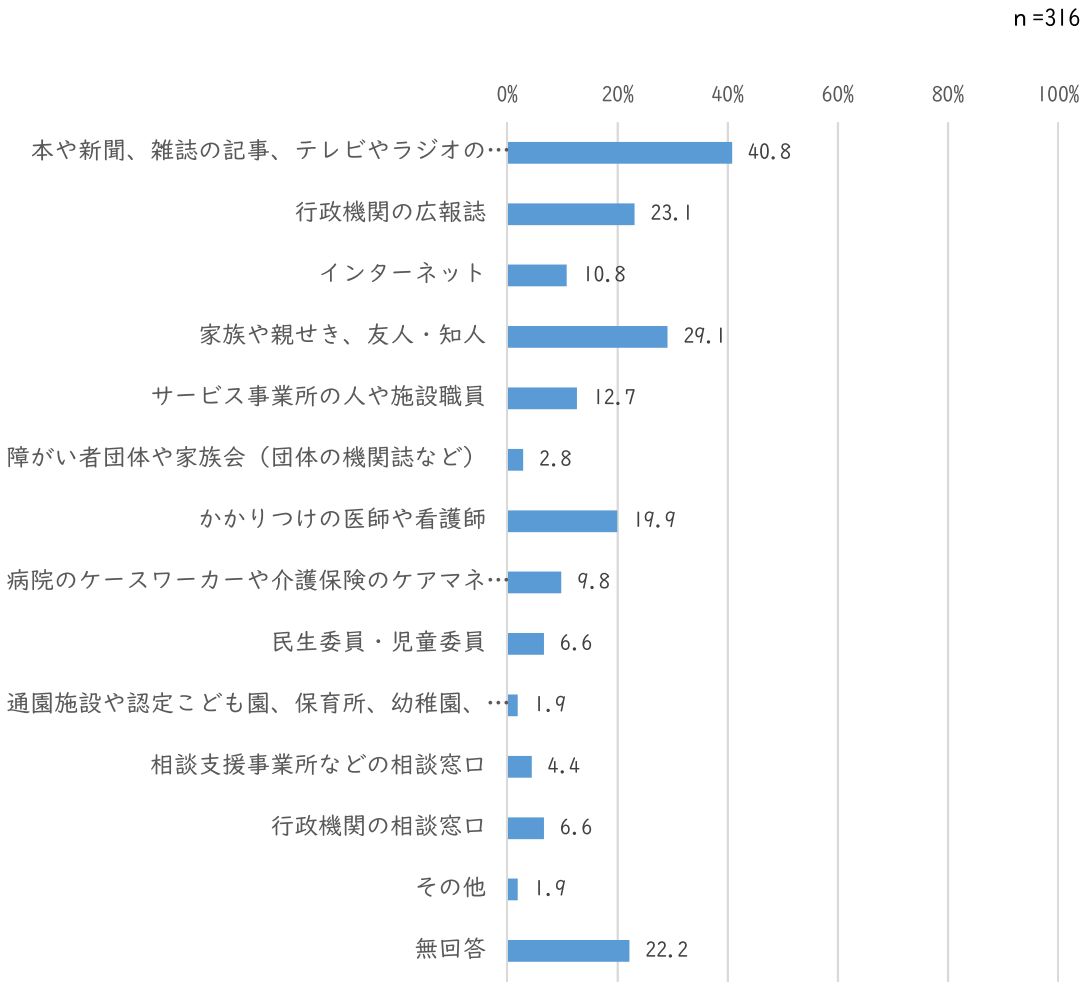


⑥情報収集について

福祉に関する情報の入手方法をみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 40.8%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 29.1%となっています。

属性別にみると、40 代以下では 50 代以上に比べ「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が低い傾向がみられます。一方で、18 歳～29 歳、30 代～50 代ではその他の年齢に比べ「インターネット」の割合が高い傾向がみられます。また、療育手帳をお持ちの方、発達障がいの方では「相談支援事業所などの相談窓口」の割合が高い傾向がみられます。

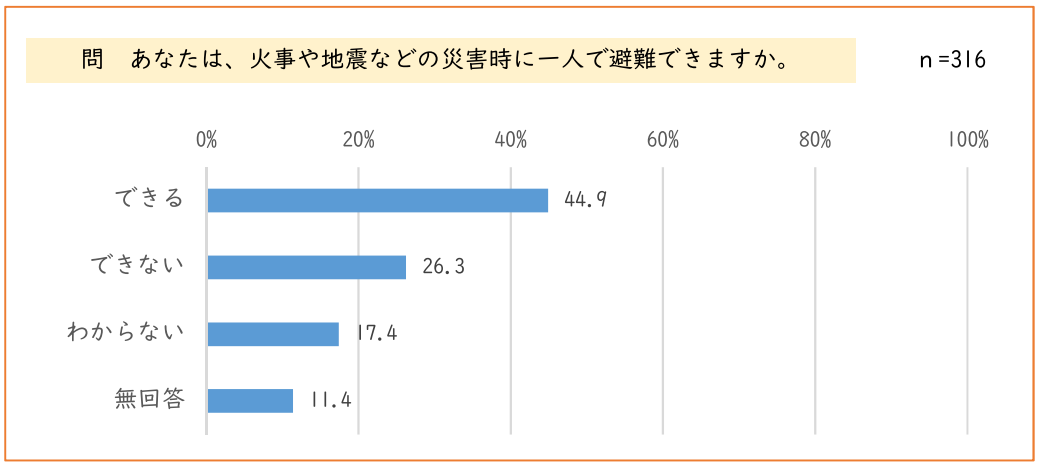
問　あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。



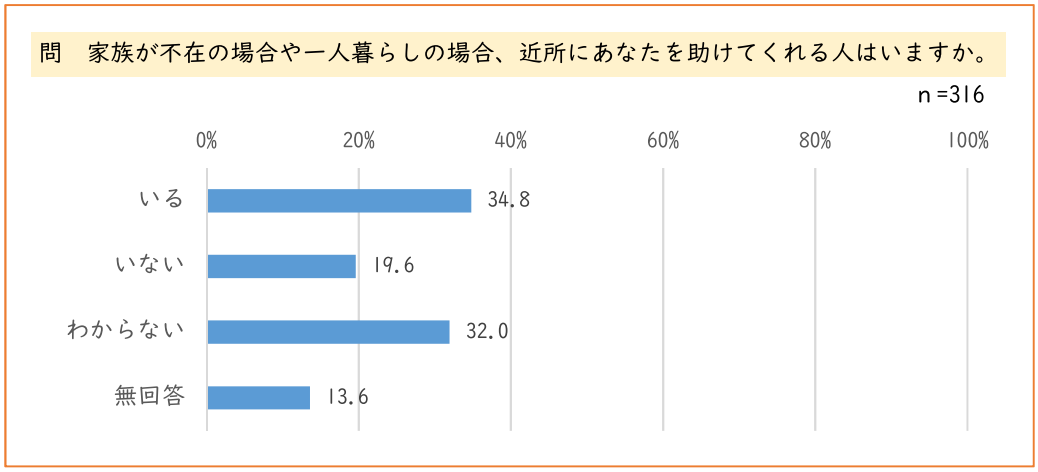
⑦災害時の避難・対策について

災害等の緊急時の一人での避難をみると、「できる」が 44.9%と最も高く、次いで「できない」が 26.3%、「わからない」が 17.4%となっています。

属性別にみると、発達障がいの方、高次脳機能障がいの方では「できない」の割合が特に高い傾向がみられます。

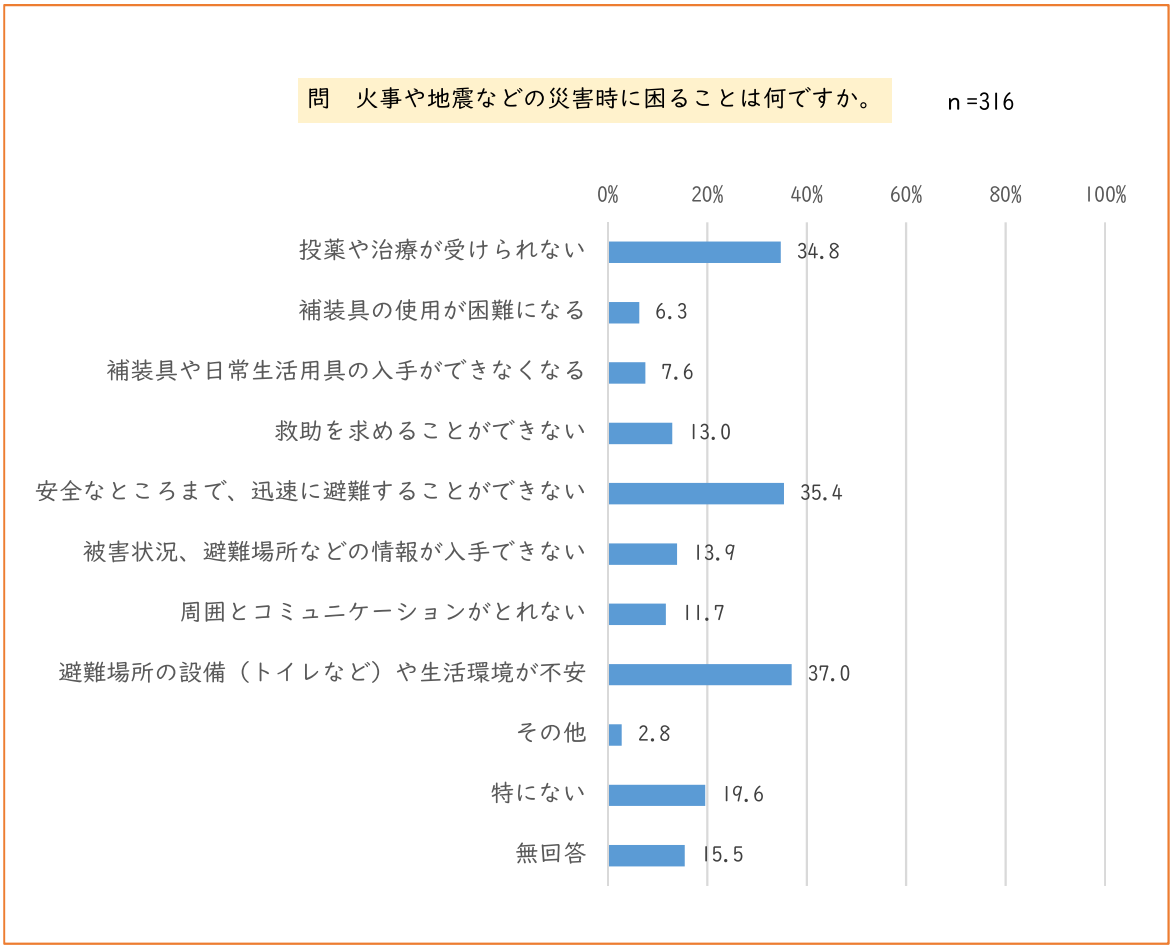


災害時に近所で助けてくれる方の有無をみると、「いる」が 34.8%と最も高く、次いで「わからない」が 32.0%、「いない」が 19.6%となっています。



災害時に困ることをみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 37.0%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 35.4%、「投薬や治療が受けられない」が 34.8%となっています。

属性別にみると、女性では男性に比べ「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が高い傾向がみられます。また、高次脳機能障がいの方では「補装具の使用が困難になる」「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」「周囲とコミュニケーションが取れない」の割合が他の障がいに比べ特に高い傾向がみられます。



（３）アンケート調査からみえる課題

アンケート調査の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

●雇用、就労支援について

障がいのある方が働くために必要な条件や環境整備については、「職場（会社など）の障がい者理解」が障がい種別によらず求められている一方で、精神障がい、発達障がいのある人では「仕事についての職場外での相談対応、支援」が多く求められるなど、障がいの種別にも応じた対応が必要とされており、働く場での障がい理解とともに、障がいや能力に合わせた支援が必要となります。

●障がいのある人に対する理解について

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについては、「ない」が約６割を占めていますが、一方で３割弱が『ある』と回答しています。身体障がいのある人に比べ、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人では『ある』の割合が高い傾向がみられ、特に精神障がい者では『ある』が６割弱に達しています。

障がいがある人もない人も、誰もがお互いの立場を尊重し合い、障がいの有無にとらわれることなく支え合いながら、社会で共に暮らしていくことが日常となるよう、理解促進に努め、理解を深めていくための取組が必要となります。

●情報発信について

福祉に関する情報の入手先について、「行政機関の広報誌」は 40 代以上、「インターネット」は 50 代までの方に多く利用されている傾向がみられます。また、かかりつけの病院やサービス事業所など、定期的に通っている場所での情報入手の機会が多いことがうかがわれるため、このような場所を通じた情報の発信を強化することが必要であるとともに、病院や事業所等を利用しない人にも必要な情報を届けられるよう、情報発信の手段について検討することが必要になります。

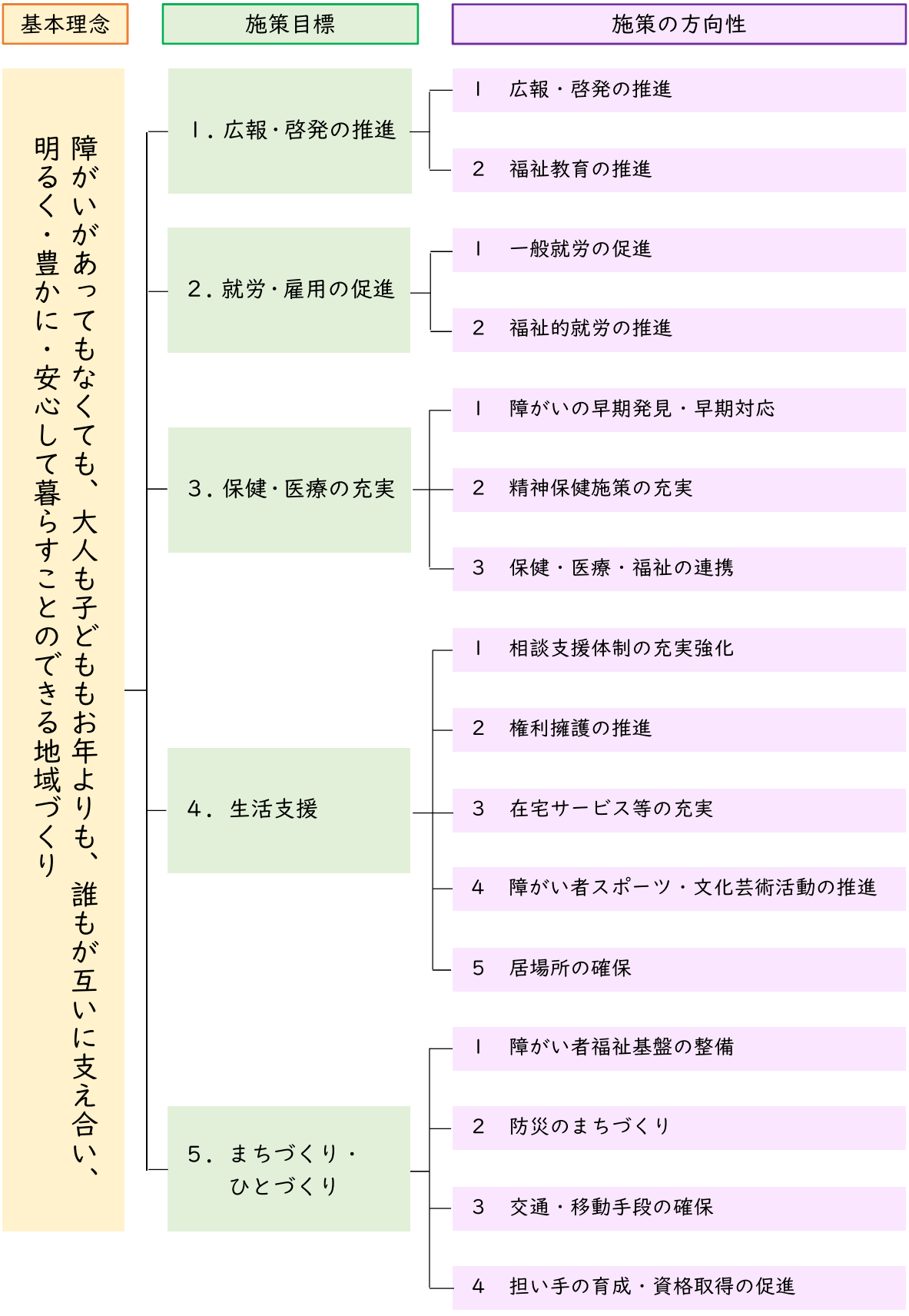
●災害時の避難・対策について

災害等の緊急時の一人での避難ができるかについて、約４割が「できない」「わからない」と回答しています。また、近所に助けてくれる方の有無については、「いない」「わからない」が約半数にのぼっており、特に知的障がい、発達障がいのある人で「いない」という回答が多くなっていました。

障がいがある等の理由により緊急時の援護や配慮及び平時からの見守りを必要とする人については、関係団体と連携し、避難訓練の実施や災害時要援護者台帳の定期的な更新等を行っていく必要があります。

また、災害時に困ることについて、全体の４割弱が「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」と回答しています。避難所における衛生やプライバシーの問題、障がいに配慮した設備等について、検討する必要があります。

計画の基本体系


基本理念
施策目標
施策の方向性
障がいがあってもなくても、大人も子どももお年よりも、誰もが互いに支え合い、明るく・豊かに・安心して暮らすことのできる地域づくり
１．広報・啓発の推進
１　広報・啓発の推進
２　福祉教育の推進
２．就労・雇用の促進
１　一般就労の促進
２　福祉的就労の推進
３．保健・医療の充実
１　障がいの早期発見・早期対応
２　精神保健施策の充実
３　保健・医療・福祉の連携
４．生活支援
１　相談支援体制の充実強化
２　権利擁護の推進
３　在宅サービス等の充実
４　障がい者スポーツ・文化芸術活動の推進
５　居場所の確保
５．まちづくり・ひとづくり
１　障がい者福祉基盤の整備
２　防災のまちづくり
３　交通・移動手段の確保
４　担い手の育成・資格取得の促進

施策１　広報・啓発の推進

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、支え合って暮らしていける社会の形成は、「障がいを知る」ことから始まります。

障がいのない人は「障がい」と「障がい者」を知ること、そして障がいのある人は、地域社会に積極的に関わっていくことで、町民全てが障がいの有無に関わらず「等しく、あたりまえに」安心して暮らしていける社会の実現（「ノーマライゼーション」の理念）を目指します。

１　広報・啓発の推進

【現状と課題】

障がい者を取り巻く環境の変化により、「障がい」への認識も、「尊重し支えあう」対象へと大きな変貌を遂げています。

しかし、障がいのない人にとって「障がい者」が未知の隣人であるうちは、拒絶や偏見など負の感情へと結びつくことが少なくありません。

地域社会に長く関わっていても、障がい者と接したことがない人は少なくありません。また、限られたコミュニティの中で健常者と触れることなく過ごす障がい者も少なくないのが現状です。

障がいのある人もない人も互いに理解を進められるよう、日常的な交流機会の提供や、さまざまな広報媒体を活用し、充分な情報を共有できる仕組みづくりが必要です。

【施策の方向性】

①関係機関と連携した啓発の推進

町、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体と連携し、広報誌をはじめとした多様な広報媒体を用いて障がいに関する啓発を促進します。

②さまざまな広報媒体の活用

障がい者やその家族をはじめ、支援者や地域住民に対し、福祉サービス等や、障がい者の助成・減免等の制度について周知するとともに、障がい者に対する理解を深められるよう、ホームページ・フェイスブック（ＳＮＳ）の内容を充実します。

知的障がいなどにより必要な情報の選択が困難な方が情報過疎に陥らないよう、情報を選択して（絞って）能動的に提供できる仕組みを検討します。

障がい者福祉関係の書籍やビデオのライブラリを充実することで、誰もが学びやすい環境づくりを推進します。

希望者に対し、必要な情報を提供するＦＡＸ送信サービス等を実施しています。

③障がい者関係団体による啓発・交流活動の支援

障がいや障がい者をより身近に感じ、理解を深めることができるよう、啓発活動やイベントを行う団体に対して、町や各種団体が積極的に支援できる体制を整えます。

④共生事業の推進

共生社会（障がいのある人もない人も、互いを尊重し合って地域で生き生きと暮らせる社会）実現の段階として、障がい者と地域住民、高齢者、児童などが交流し、わかり合うためのふれあい事業に、行政や地域が積極的に関わり、支援する仕組みづくりを推進します。今後は、イベントの開催による交流に加え、日常的に交流できる仕組みづくりを推進します。

２　福祉教育の推進

【現状と課題】

各小中学校の総合的な学習の中で、社会福祉に対する理解を深め、見学や体験、交流を通じて障がいについて考える取組が進められています。

福祉教育は一過性のものではなく、成長過程に限らずあらゆる段階において進められる必要があります。学校卒業後も、いつでも学び、体験やボランティアなどに関わることができる体制が理想的です。

障がい者とともに社会を支える大人と福祉教育を受けた子どもとの間に、障がいに関わる認識の差が生じることのないよう、全ての大人が福祉教育の模範となれるよう、地域や職場での講演や研修の場を設け意識づけを行うことが重要です。

【施策の方向性】

①学校教育における福祉教育の推進

子どもの頃から障がい者と接し、障がいを理解し、特別ではない個人として自然に受け入れられる心を育てるため、小中学生を対象としたふれあい広場での車いす体験、福祉大会での作文コンクール、福祉学習での障がい者との交流等を行っています。

引き続き福祉教育を推進するとともに、学習に必要となる体験やボランティアの場の確保などに、行政や社会福祉協議会、地域が積極的に関わります。今後は、保護者と連携しながら、小中学生が参加できる有償ボランティア等への参加を促進します。

②地域や職場での意識向上

大人の誰もが、家庭や地域社会で福祉教育の担い手となれるよう、町の出前講座を充実するとともに、地域や職場での講演や研修の場を設けることで、学習やボランティアへの参加を促進します。

③職員の意識向上

職員研修として各種講座や研修会に参加することで、さまざまな場面で施策に関わる町職員の障がいに対する意識を向上し、社会福祉の理念を意識した企画立案・実施を心がけ、行政サービス水準の向上に努めます。

施策２　就労・雇用の促進

意欲にあふれる障がい者の「はたらく力」を発揮する場所がないことは、町にとって大きな損失です。それぞれのもつ力や特長に合わせた就労を支援できるよう、障がいに対する理解を促し、障がい者の就労支援を進めます。

障がいのある人もない人も同じく、社会を構成する重要な労働力であるとして、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」などに基づいて、障がい者の就労（雇用）支援や、企業に対する一定数の障がい者雇用の義務化などの施策が進められています。

一方、町では障がい者雇用の義務化対象企業が少なく、都市部のような雇用機会には恵まれていません。身近にある社会資源、福祉資源を見直すとともに障がい者雇用に対する理解を促すことで、障がい者であっても「生まれ育ったまち」「住みたいまち」でいつまでも暮らせるまちづくりを目指します。

Ⅰ　一般就労の促進

【現状と課題】

経済的自立、社会参加の観点からも、障がい者が自らの適性や能力に応じて選択した企業などで、労働者として雇用契約を結び、適切な給与を受け取る「一般就労」を推進しています。

障がい者の就労は、ハローワークなど就業支援機関を利用するか、就労能力を高めるための「就労移行支援事業」などを通じて行う方法が一般的です。しかし、令和元年度末現在、町内に就労移行支援事業所はありません。一般就労の意向と能力を有する障がい者は、町外に雇用を求めたり、就労継続支援による訓練、支援を受けながら就労の機会を待っていたりするのが現状です。

また、都市部と異なり、一定規模を有する企業や事業者の数は限られており、障がい者の就労が浸透していない現状から、雇用を敬遠する、ためらう企業も少なくありません。就労の機会を逸することで、就労の意欲を損なったり、経済的自立や社会参画のきっかけを失ったりすることがないよう、就労につながる最善の支援を提供できる体制が必要です。

【施策の方向性】

①障がい者就労支援制度の利用促進

現在、「トライアル雇用」「ジョブコーチ」など障がい者の就労を支援する制度は多岐にわたっています。これらの支援制度の円滑な利用を促し、障がい者が自分の適性に応じた仕事を自ら選択できるよう支援します。

障がい者の一般就労を支援する機関として、就労継続支援Ｂ型事業所が１か所、就労継続支援Ａ型事業所が新たに整備され、町内の事業所数が既存の事業所と合わせて３か所となっています。

支援の種類	内容
トライアル雇用	３か月のトライアル期間内に、雇用主や障がい者の不安を解消しつつ、雇用のきっかけをつくります
ジョブコーチ	ジョブコーチが直接職場へ赴き、障がい者と職場環境、上司や同僚との調整まで細かに支援を行います
ステップアップ雇用	一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常時雇用を目指します

②雇用先の開拓

富良野圏域の企業を対象とした説明会の開催などにより、障がい者就労に関する啓発を積極的に行うとともに、既存の雇用促進施策と連携し、企業の障がい者雇用意欲を促進する制度を検討します。

就労経験者の再チャレンジだけではなく、高等学校や高等養護学校を卒業した障がい児の就職先としても、就労支援センター等の関係機関と連携し、受入れ企業の開拓を推進します。

③庁内雇用の促進

就労の場の確保と、障がい者雇用に対する理解と信頼を深めるため、町として多分野での障がい者雇用を促進するとともに、労務作業などの外部委託と障がい者雇用を結びつけるシステムを検討します。

町内の就労継続支援Ａ型事業所を活用し、障がい者の雇用を促進します。

２　福祉的就労の促進

【現状と課題】

就労継続支援を中心とした福祉的就労に関しては、これまで富良野沿線を中心に町外施設へその供給を求めてきましたが、平成 22 年 4 月と平成 25 年 10 月に 1 か所ずつ、町内事業所が立ち上がり、町内で就労継続支援Ｂ型事業の提供が可能となりました。現在まで多くの利用により、閉じこもりの解消や一般就労への移行につながっています。

町内において就労継続支援Ａ型事業が平成 25 年 7 月に開設しました。より一般雇用の形態に近い「雇用契約に基づく福祉的就労」の利用者が徐々に増えてきています。

また、障がい者それぞれの個性に合わせた福祉就労のメニューを提供するため、多岐にわたり、年間を通じ安定した作業の確保が課題となっているため、各事業所と連携して体系を整えます。

【施策の方向性】

①就労継続支援事業の利用促進

一般就労につくことが困難な障がい者等の生活の安定と労働意欲の助長に向けて、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所を福祉的就労の中心としてその利用を促進し、障がい者の経済的安定や閉じこもりの解消を図ります。

町内の就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所を活用し、障がい者の社会参加を促進します。就労移行事業所など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所の利用推進施策を検討します。

②安定的な就業・作業メニューの確保

物品の購入や労務作業など公共サービスの一部について、優先的・積極的に障がい者支援サービス事業所へ委託、発注できるよう、各事業所と連携して体系を整えます。

障がい福祉サービス事業所による事業開拓には、制度周知など行政が積極的に支援を進めます。

施策３　保健・医療の充実

「早期発見・早期治療」は、先天的か後天的かを問わず多くの障がいに有効な対応です。町の健康推進の柱である「健康かみふらの 21」に基づいて行う健康推進策により、障がいの原因となる疾病の予防・改善や精神保健の充実を図ります。

１　障がいの早期発見・早期対応

【現状と課題】

生活習慣に基づく疾病や統合失調症、うつ病などの精神疾患は、発見と治療が早期であるほど抑制・改善が期待できます。

また、知的障がいや発達障がいについても、早期に気づき、適切な療育を行うことなどにより、それぞれの能力を引き出し、伸ばすことが十分可能です。

国内で年間 2 万人を超える自殺者の多くが、事前に何らかのサインを発しているといわれています。それに気づき、見守り、専門機関につなぐ「ゲートキーパー」の育成と活動の活発化が必要です。

【施策の方向性】

①健康かみふらの 21 の推進

知的障がいや精神障がいなどにより、自身の健康を管理することが困難な障がい者については、情報提供や訪問、声かけ等を行い、健康かみふらの 21 に基づく成人保健に円滑につなげる取組を進めます。

②学校や保護者、企業等からの相談体制の充実

自立支援協議会などを活用し、学校や児童福祉関連機関との情報共有を体系化するとともに、学校、児童発達支援センター、子育て支援班と連携し、保護者が児童に関する心配事などを気軽に相談できる体制を維持し、早期に子どもの様子に気づける環境を整えます。

企業のメンタルヘルス意識を高め、抑うつ症状などに早期に気づき、医療につなげる環境を整えます。

③ゲートキーパーの育成、活用

平成 23 年度より、自殺対策の普及啓発活動の一環としてゲートキーパーの養成講座を行っています。現在、講座を修了した町民や民生委員が、周囲の変化や自殺のサインに気づき、見守る活動に取り組んでおり、今後もゲートキーパーの養成と活動の活発化を目指します。

役場庁内自殺対策ネットワーク会議を定期的に開催し、情報共有を図ります。

２　精神保健施策の充実

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、地域で生き生きと生活するには心の健康が不可欠です。町や保健所では、自殺予防のための事業をはじめ、ストレスや抑うつ症状などに悩む方からの相談を受け、必要に応じて医療へつなげる取組などを進めています。

また、精神医療が発展を見せる一方で、自身の心の変化に気づいても、精神科、心療内科などの受診をためらう方は未だ少なくありません。

さらに、近年の複雑な社会構造や生活スタイルの変化などによって、精神疾患によって苦しむ人の訴えやその背景も、複雑・困難なケースが増えています。

【施策の方向性】

①精神保健に関する制度・相談窓口の周知

精神疾患の早期発見、治療につなげられるよう、自分自身や周囲の人の症状や変化に気づいたときなどに、気軽に相談できる窓口体制を整備・周知して、傾聴や精神保健に関する情報提供を十分にできる仕組みを整えます。

②精神障がいに対する住民理解の向上

精神疾患に苦しむ人が自身の疾患と向き合い、適切な治療に臨むためには周囲の理解は欠かせません。

昨今の障がい者全般に関わる社会的理解の深まりと併せ、精神障がいが「気の持ちよう」といった精神論ではなく、「脳」という臓器の状態によってさまざまな症状を引き起こす「疾患」であるという理解を広げ、差別や偏見、誤解をなくす取組を進めます。

年１回「こころの健康講座」を開催し、うつ病、統合失調症、大人の発達障がい等をテーマに普及啓発を行い、住民理解の向上に努めます。

３　保健・医療・福祉の連携

障がい者を取り巻く社会福祉制度として、保健制度、医療制度、福祉制度がそれぞれ有効な支援施策を提供していますが、制度内容は千差万別であり、正しい知識と連携によらなければ充分な活用は望めません。

それぞれの制度を実施する機関が連携して、障がい者の誰もが等しく支援を受けられる仕組みを整える必要があります。

【現状と課題】

健康診査や健康指導、更生医療や精神医療、障がい福祉サービスなどは、根拠となる法令や実施機関が異なるうえ、医療技術や制度の成熟により日々刻々と変化し続けています。

利用者はもちろん、それぞれの実施者間でも互いの制度理解は容易ではなく、連携が欠けると最善の支援が提供できない恐れがあるため、自立支援協議会の定期的な開催が必要です。

【施策の方向性】

①相互の制度理解

保健医療福祉分野が、それぞれの制度について情報交換の機会を設けるなど、横断的な連携が可能な水準まで理解を深め、連携不足による支援の欠落や不足が生じないよう体制を整えます。

②自立支援協議会を活用したネットワークの推進

迅速かつ的確なサービスを提供するため、自立支援協議会を活用して各機関が連携し、情報を共有しながら障がい者を支えるネットワークを構築します。

疾病の発見、治療、自立支援、リハビリテーション、健康管理など、同時に多方面から効果的な支援が行えるよう、自立支援協議会等を活用して充分な情報をもって個々の支援計画を作成し、サービスを提供します。

今後は、各機関の連携を推進するため、自立支援協議会の定期的な開催を図ります。

施策４　生活支援

Ⅰ　相談支援体制の充実強化

障がい者の自立と地域生活は、基盤となる日常生活の安定と充実が欠かせません。都市部とは異なり、限られた社会資源を最大限に生かし、個々の多様な需要に対応できるよう、生涯を通じて切れ目ない相談・支援体制をつくります。

【現状と課題】

町では、平成 23 年 9 月から専門職員を配置し、障がい者やその家族からの相談対応や、支援計画（ケアプラン）の作成に携わっています。

そのほか、富良野圏域５市町村の共同により、富良野地域生活支援センターへ相談支援事業などを委託し、電話や面談、訪問により相談や支援に対応しています。

また、平成 24 年 4 月の法改正により、障がい者一人ひとりのケアプランの作成を行い、平成 25 年度からは地域の相談支援の拠点として「基幹相談支援センター」を設置しています。

【施策の方向性】

①障害者自立支援協議会の充実

現在、富良野圏域５市町村で「富良野地域自立支援協議会」を設置していますが、地域課題の抽出や個別案件に迅速に対応するために、平成 27 年 5 月から地域支援部会を設置しています。今後は地域支援部会の開催回数を増やし、引き続き地域課題の解決に努めます。

サービス利用計画の評価、権利擁護、地域移行などさまざまな分野において適正な判断ができるよう個別の部会を設置し、それぞれ判断、対応能力の向上に努めます。

2　権利擁護の推進

さまざまな制度を活用し、障がい者が虐待によって人権を侵害されたり、判断力の不足によって財産を失ったりすることがないよう、権利擁護の取組を進めます。

【現状と課題】

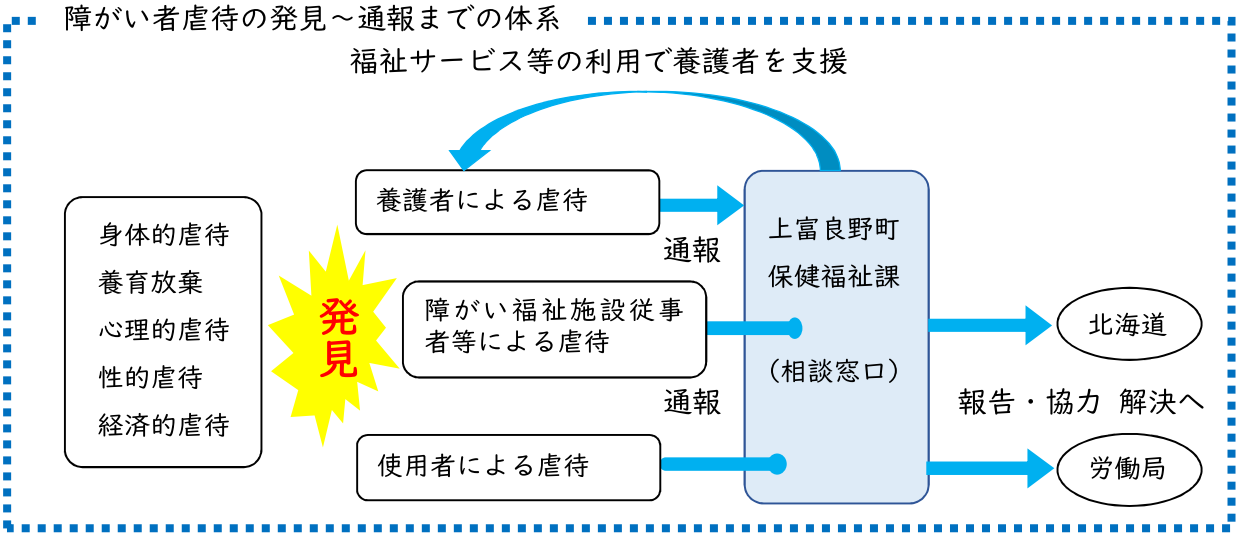
平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行されました。町では「障害者虐待防止センター」を設置し、虐待に関する通報や措置への対応を進めており、窓口となる部署に社会福祉士を配置しています。その一方で発見が困難な経済的虐待への対応は大きな課題となっています。

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、町では対応要領を作成し、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止や、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があったときには、負担が過重でない範囲で対応する「合理的配慮の提供」の周知・対応の徹底に努めています。

また、障がい者の中でも特に、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人は、日常生活、とりわけ経済面で権利を侵害されやすい傾向にあります。

このため、町では判断力が不十分な人に代わって財産の管理や意思決定を補助する制度である「成年後見制度」の活用を支援しています。しかし、裁判所の審判を伴う複雑な制度内容や、後見人の担い手となる市民後見人の育成が遅れていることなどから、需要に対してごくわずかな利用にとどまっています。

サポートの種類		対象となる方	できること （代理権の範囲）
後見人制度	後見人	判断の能力が欠けている方	財産に関する全ての法律行為
	保佐人	判断能力が著しく不十分な方	家庭裁判所が定めるもの
	補助人	判断能力が不十分な方	家庭裁判所が定めるもの



【施策の方向性】

①成年後見制度利用支援事業の実施

制度内容の充分な周知に努めるとともに、申請の手間や利用時の経済的負担などにより制度の利用が敬遠されることのないよう、「成年後見制度利用支援事業」の助成の条件を拡大するなど、有効に活用できるよう見直しを図ります。

②市民後見、法人後見の担い手育成

成年後見の利用に欠かすことのできない市民後見、法人後見など制度の担い手の育成に努めます。後見に関わるＮＰＯ法人の運営の安定化や、社会福祉法人による事業の展開を支援できる体制を整備します。

令和 2 年度に、権利擁護センターを社会福祉協議会に委託・設置し、成年後見制度の普及啓発業務、申立支援業務の体制を整備しました。今後も、市民後見人の養成を行い、支援体制に努めます。

③障がい者虐待防止センターの運営

平成 24 年 11 月に「上富良野町障害者虐待防止事業実施要綱」の施行とともに設立した障がい者虐待防止センターの適正な運営を推進します。

対応する職員の資質向上に努め、さまざまな状況に対し専門的な対応が可能な体制を整えます。

窓口となる部署に社会福祉士を配置し、専門的な対応に努めます。

④日常生活自立支援事業の推進

北海道社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。

担い手の育成を含め、成年後見制度の利用には至らない軽易な支援を要する障がい者の需要を適切に把握し、日常生活自立支援事業の利用につなげるよう、障がい者支援として位置づけし、体系化します。

３　在宅サービス等の充実

障がい者の地域移行の促進などにより在宅サービスは日々充実してきています。同時に、多岐にわたる在宅サービスの「制度の狭間」によって誰ひとり地域生活を妨げられることがないよう、横断的な支援体制を整えます。

【現状と課題】

国の方針などにより、障がい者の地域移行が促進され、障がい者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活が送れるよう、さまざまな制度が整備されてきました。

障がい者自立支援事業での居宅サービス（ホームヘルパー）、高齢者等在宅介護サービス事業、地域生活支援事業などで在宅生活を支える仕組みがつくられていますが、法制度など支援の根拠が異なるサービス間だけでなく、同種のサービス内でも、いわゆる「制度の狭間」によって合理的かつ効果的なサービスが提供されない（されづらい）場合があります。

これによる在宅生活、地域生活の破綻が起こらないよう、それぞれの制度を横断的に、柔軟にまとめる自立支援協議会（地域支援部会）を開催します。

【施策の方向性】

①在宅福祉サービス内容の周知

各種福祉サービスの適切な利用を促すため、町広報誌や町ホームページでの周知をはじめ、在宅福祉サービスのパンフレットや「障がい福祉の手引き」を毎年作成し、障がい者手帳の交付など窓口での手続き時や行政サービス利用時に配布しています。今後も情報提供を継続します。

②各施策との連携

障がい者を支える環境は、障がい者自立支援をはじめ、高齢者支援、医療、社会福祉事業など制度を異にするさまざまな仕組みによって成り立っています。自立支援協議会の適切な運営により、各機関との連携をさらに進めます。

自立支援協議会（地域支援部会）において、行政、社会福祉協議会、町内社会福祉法人、ボランティア等と連携し、成年後見制度に関する研修会を開催しています。今後も引き続き各機関との連携強化に努めます。

③民間福祉サービス等の利用促進

障がい福祉サービスのほか、予約型乗り合いタクシーなどの行政サービス、社会福祉協議会による社会福祉事業や民間事業者による宅配サービスなど、在宅生活を支えるさまざまなサービスを把握し、自立性、利便性を高めることができるよう、利用促進や情報提供に努めます。

各関係機関のパンフレットや医療福祉マップ等を相談窓口に設置し、情報提供と利用促進を図っています。

４　障がい者スポーツ・文化芸術活動の推進

障がい者の文化芸術活動やスポーツへの参加によって社会参加を促進するとともに、健康増進や有意義な余暇に資するため、指導・実施環境を整えます。

【現状と課題】

現在、障がい者スポーツは、パラリンピックなどでの障がい者アスリートの活躍によって徐々に注目が集まっていますが、町では指導体制や競技環境の不足などから、障がい者自身がスポーツに参加する機会はごく限られたものとなっているため、今後は指導者の安定的な配置を図ります。

競技スポーツのほか、障がい者の健康増進、閉じこもり防止、社会参加の推進などの面から、エクササイズなど軽スポーツに気軽に参加できる環境が望まれます。

文化芸術活動については、障がい者支援施設で創作活動などに取り組んでおり、保健福祉総合センターに、作品展示コーナーを設置し、発表の機会としています。

【施策の方向性】

①障がい者スポーツ教室・大会の開催

障がい者スポーツ教室を開催し、障がい者の健康増進、競技者の育成、障がい者がスポーツへ関わるきっかけづくりを進めます。

スポーツ大会の開催などにより、障がい者スポーツへの関心を高めてもらうとともに、障がいをもたない人との交流の材料とすることで、障がいへの理解の促進と地域社会との交流を図ります。

②障がい者スポーツ指導者の育成

障がい者のスポーツ参加の機運が一過性のものとならないよう、（財）障がい者スポーツ協会による障がい者スポーツ指導者資格の取得など、指導体制の整備を含めた環境の整備を行います。現在は、指導者資格を有するインストラクターによる指導が行われています。

今後も、指導者の安定的な配置を図ります。

③文化活動の推進

障がい者の文化活動への関わりを促進するため、各種教室等の開催支援や、作品展などの発表を支援します。また、総合文化祭など町内文化事業に気軽に関われるような環境を整えます。

保健福祉総合センターに障がい者の作品展示コーナーを設置していますが、作品展示コーナー以外にも、今後は、芸能、音楽等の文化活動を発表する機会の確保を検討します。

5　居場所の確保

【現状と課題】

障がい者自立支援サービスにより、生活介護や就労支援により、日中活動の幅は広がりを見せています。また、富良野圏域５市町村の共同委託による地域活動支援センター事業により、創作活動や生産活動を通じた社会交流の促進も図られています。

しかし、未だ自宅に閉じこもりがちな障がい者も多く、他人とのふれ合いや情報が取得でき、誰もが気軽に訪れることのできる地域共生サロンの更なる利用拡大を推進します。

【施策の方向性】

①地域活動支援センターの利用促進

日中活動の場として、さらに社会交流や不安解消のきっかけとして利用できるよう、相談支援事業を併設する地域活動支援センター（富良野市／5 市町村共同委託）の利用を促進します。

町内の生活圏域内に、地域活動支援センターに代わる社会参加の場及び地域交流を目的とした事業所の設置を検討する必要があります。

②地域活動ができるサロンの利用促進

町内において、地域の高齢者や障がい者、子どもたちが互いに交流ができ、気軽に集える地域共生サロンが平成 27 年 5 月に町内に整備され、イベントやサークル活動、会議等に利用されています。障がい者だけでなく、高齢者や子どもの利用を促進するため、イベント等を開催し、更なる利用拡大を推進します。

施策５　まちづくり・ひとづくり

障がいのある人もない人も同じく、安心して充実した地域生活を送れるよう、生涯を通じて切れ目のない相談体制、支援体制を整えていかなければなりません。

また、都市部と異なり限られた社会資源の中、個々の多様な需要に対応できるよう、柔軟な生活支援体制が求められています。

Ⅰ　障がい者福祉基盤の整備

【現状と課題】

現在、町内では５か所の事業所で障がい者自立支援サービスが提供されており、多くの町民が利用していますが、町民以外にも近隣自治体からも多く利用しています。

しかし、施設入所支援や就労移行支援など実施事業所がないために町内で提供できないサービスや、グループホームなど、町内で供給が不足しているサービスについては、富良野圏域や上川管内をはじめ、道内全域に利用者が分散し、多くの町民が住み慣れた地域を離れて生活していたり、長距離の通所に大きな負担を抱えているため、富良野市の就労移行支援事業所に通う利用者に対し交通費を支給しています。

【施策の方向性】

①新規障がい福祉サービス事業所設置に対する支援

民間団体等による障がい福祉サービス事業所設置の計画に対しては、障がい福祉計画に定める各種サービスの需要見込みや、障がい福祉基盤の整備状況を考慮し、用地の確保や初期費用の助成などの支援方針を定め、障がい福祉基盤の整備が円滑に進むよう努めます。

就労移行支援事業所が町内にないため、富良野市の就労移行支援事業所に通う利用者に対し交通費を支給しています。

２　防災のまちづくり

【現状と課題】

多くの尊い命が犠牲となった十勝岳噴火災害の被害を教訓に、防災のまちとして「上富良野町地域防災計画」に基づいた防災、避難体制が整えられています。

しかし、高齢者や障がい者など、災害時に支援を要する「要援護者」について、具体的な支援計画はありませんでしたが、平成 24 年度から、個々の身体状況や介護環境に応じた避難計画の作成が自主防災組織を中心に活発化しています。

【施策の方向性】

①要援護者避難台帳の整備

自主防災組織との連携により、障がい者などの災害時要援護者の避難対応について個別に計画化（避難台帳を作成・管理）し、障がい者等の安全な避難と健康、生命の保護に努めます。

防災訓練において、自主防災組織と連携した要支援者救助訓練を繰り返し実施し、個別支援計画の実効性を高めます。

②福祉避難所の確保

上富良野町地域防災計画の見直しに合わせ、災害時にすぐに避難できる身近な福祉避難所のほか、指定避難所内に福祉避難室を設置し、介護等の必要な障がい者の安全な避難環境の整備に努めます。

③障がい福祉サービス施設利用者の安全対策

上富良野町保健福祉総合センターや障がい福祉サービス事業所など、障がい者が日常的に利用する施設について防災体制を整備し、周辺住民組織と連携するなど、安全対策を支援します。

３　交通・移動手段の確保

限られた社会基盤を最大限に活用し、公共交通網の不足を解消する仕組みを整えます。また、多岐にわたる同種の支援制度を整理して、誰もが便利に、安心して利用できる支援制度を構築します。

【現状と課題】

障がい者の移動については、地域生活支援事業による移動支援事業の利用をはじめ、介護タクシーや公共交通機関の料金割引制度などが利用されています。

しかし、障がいによって移動や移動先での行動が困難な障がい者に対してヘルパーの同行により支援を行う「移動支援事業」については、公共交通機関の利用が前提となっており、都市部のようにきめ細かな公共交通網を有しない地方に居住する障がい者にとって利用機会はごく限られたものとなっています。

また、在宅介護サービスによる移送支援やタクシーチケットの交付など、それぞれの施策によって対象となる障がいの種類や程度が異なり、「制度の狭間」を生み出す要因となっているため、関係機関・部署と連携し、支援の欠落を解消します。

【施策の方向性】

①移動支援施策の拡大

障がい者の移動手段の補完方法として、新たな移動支援施策の検討や、個々では利用上の制約が発生する支援を組み合わせます。利用者の高齢化により、町外通院の送迎のニーズが高まっていることから、医療機関とも調整し、移動手段を検討します。

②予約型乗り合いタクシーの利用促進

平成 23 年度から運行している「予約型乗り合いタクシー」について、制度や利用方法の周知を行い、日常生活の利便性を高めるとともに、閉じこもりを予防し、外出による社会参加を促進します。

③他の移動支援施策・サービスとの連携

さまざまな移動支援施策を提供する機関・部署と連携し、利用対象者や利用方法などを整理し、「制度の狭間」による支援の欠落を解消します。利用者の高齢化により、町外通院の送迎のニーズが高まっていることから、医療機関とも調整し、移動手段を検討します。

４　担い手の育成・資格取得の促進

障がい者支援施策の充実とともに需要が高まる人的資源の育成・確保に努め、地域で安定した障がい福祉サービスを提供できる体制を整えます。

【現状と課題】

障がい者支援施策は日々充実しています。それに伴い、居宅支援におけるホームヘルパーや外出の支援を行うガイドヘルパー、手話通訳者、就労や日常生活支援の従事者、成年後見制度に基づく市民後見人、ゲートキーパーなど、障がい者を支える人的資源の需要が高まっています。

国の政策による介護職員の処遇改善や介護関係資格取得の支援、町では手話講座、手話サークルなどの手話通訳者養成事業など、人材確保に関するさまざまな施策が実施されていますが、近年の福祉施策の充実とともに延び続ける需要に追いついていないのが現状です。

【施策の方向性】

①ＮＰＯ法人の設立、活動支援

市民後見制度の活用や障がい者の日常生活を支えることを目的とするＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）の設立や活動を支援する仕組みを整えます。

②コミュニケーション支援従事者（手話通訳者等）の育成

平成 24 年度から、視覚・聴覚障がい者のコミュニケーション支援者（手話通訳者など）を道内全域で提供できる仕組みが整いましたが、その専門性の高さから担い手が常に不足している状態です。町では今後も手話講座、手話サークルを開催するなど、支援者の育成に努めます。

③資格取得等に対する支援

ホームヘルパーやガイドヘルパーをはじめ、さまざまな福祉施策の担い手の育成を支援するため、資格取得等に関する情報提供などの支援を進めます。

１　数値目標

（１）施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針（抜粋）】
令和５年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
①Ｒ元年度末の施設入所者の 6%以上移行することを基本。
②Ｒ元年度末の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本。

【現状と課題】

国の方針に基づき、障がい福祉サービスは地域移行（入所施設から地域生活へ）を前提として進められていますが、支援の度合いや高齢化や経済状況などの介護環境によって、施設での入所を継続せざるを得ない場合や、利用者のニーズを満たす居住環境が得られないなどの理由により、近年では地域移行がなかなか進まない現状にあります。

【これまでの取組と今後の目標】

①国の基本方針では、施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行することが基本となっているところですが、第５期の地域生活移行者（見込み）は０人となっています。これまでの実績も踏まえ地域移行への数値目標は、3%以上にあたる１人とします。居宅介護サービスや日中活動の場の確保など、地域で生活できる環境づくりに努めます。

②施設入所者数の削減については、地域生活移行による入所者数の削減が見込まれる一方、新たな入所者の増加もあることから、数値目標は設定しません。

第　５　期　計　画				第　６　期　計　画		
H28 年度末入所者数	地域生活移行者数	令和２年度末		Ｒ元年度末入所者数	地域生活移行者数	令和５年度末
	入所者削減数	目標	実績見込		入所者削減数	目標
26 人	Ｈ28 年度末現在入所者の３%	１人	０人	26 人	①Ｒ元年度末現在入所者の３%以上	１人
	Ｈ28 年度末の２%以上削減	―	―		②Ｒ元年度末の 1.6%以上削減	―

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針（抜粋）】

・入院後の退院率：3 か月後 69%以上、6 か月後 86%以上、１年後 92%以上
・１年以上の長期入院患者数削減
・精神障害者の精神病棟から退院後１年以内の地域における平均生活日数：316 日以上

【今後の目標】

国の基本方針に基づき、精神障がい者地域移行・地域定着について保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域）の設置に向け、富良野地域自立支援協議会の専門部会として地域移行部会を平成 29 年 6 月に設置しました。

しかし、現在の地域移行部会は介護保険関係者が構成員となっていないため、今後、地域包括ケアシステムの構築に向け各関係機関と連携を図るとともに、協議に向けた取組みを行っていきます。

（３）地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に係る目標

【国の基本方針（抜粋）】

・各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ、年１回以上運用状況を検証、検討

【これまでの取組と今後の目標】

国の基本方針に基づき富良野圏域 5 市町村（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）で構成し、平成 27 年度から基幹相談支援センター、5 市町村行政、委託相談事業所による協議を進め、アンケート調査の結果を踏まえ、平成 28 年 4 月に、地域において機能を分担して行う面的整備を行いました。

地域生活支援拠点に必要な機能である居住支援機能、相談支援機能、体験の機会・場の確保、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくりを基幹相談支援センター中心に今後も行っていきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行

【国の基本方針（抜粋）】

・一般就労への移行者数：H28 年度の 1.27 倍以上
　うち移行支援利用者：H28 年度の 1.3 倍以上、就労Ａ型：Ｒ元年度の 1.26 倍以上、就労Ｂ型：Ｒ元年度の 1.23 倍以上
・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用
・就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所：7 割以上

【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するうえでの重要な柱の一つが「就労支援」です。上富良野町においては、平成 27～29 年度で、就労継続Ｂ型事業から１人、就労継続Ａ型事業から２人、就労移行支援事業所から１人が一般就労への移行を果たしています。

しかし、都市部で障がい者の就労支援機関等を介しての就労に一定の成果が表れている反面、町内や近隣市町村では企業数が限られ、障がい者の求人枠はごくわずかとなっています。障がい者にとって旭川市など長距離の通勤や、住み慣れた地域を離れるという選択は非常に困難なことが多く、それぞれの希望に沿った就労につながりにくい現状があります。

本町には就労移行支援事業所がないことから、自宅から通所できる就労移行支援事業所が今後、必要となってきます。

【これまでの取組と今後の目標】

◇第５期計画における目標と実績

項目	Ｒ２年度までの数値目標	Ｒ元年度末実績
再就労を含めた一般就労移行数	３人	２人
就労移行支援事業の利用	２人	１人
就労定着支援事業の利用	80%	0%

◇第６期計画における目標

目標設定項目	Ｒ５年度までの数値目標	参考
再就労を含めた一般就労移行数	２人	Ｒ元年度一般就労への移行実績（２人）の 1.27 倍以上
就労移行支援事業所からの一般就労移行者	１人	Ｒ元年度就労移行支援事業所からの一般就労移行者（0 人）の 1.3 倍以上
就労継続支援Ａ型事業所からの一般就労移行者	３人	Ｒ元年度就労継続支援Ａ型からの一般就労移行者（２人）の 1.26 倍以上
就労継続支援Ｂ型事業所からの一般就労移行者	１人	Ｒ元年度就労継続支援Ｂ型からの一般就労移行者（0 人）の 1.23 倍以上
就労定着支援事業の利用者	１人	Ｒ5 年度一般就労移行者のうち、７割以上の利用
就労定着支援事業の定着率	－	Ｒ5 年度に就労定着率が８割以上の事業所７割以上

※国による基本指針（令和２年厚生労働省告示第 213 号）において、目標設定項目が定められており、第５期計画からは目標設定項目に変更があります。

国の基本方針と本計画における雇用促進施策の実施、また、各企業に障がい者雇用に係る現状や意向把握のためのアンケートを行うなど、雇用の受入先の確保に向けた取組を行っていきます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備目標

【国の基本方針（抜粋）】

・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置
・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置
・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置
・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する

【これまでの取組と今後の目標】

障がい児支援提供体制整備	Ｒ元年度末実績	Ｒ５年度までの数値目標
児童発達支援センター	－	－
保育所等訪問支援実施事業所	１か所	１か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス	－	－
医療的ケア児支援協議の場	－	１か所
医療的ケア児等に関するコーディネーター	１人	１人

国の基本方針では、障がい児支援体制についてすべての市町村で１か所以上整備の目標でありますが、事業所の人員・設置基準等の問題から町単独での確保は厳しい状況であります。児童発達支援センターについては、富良野市に人員配置等の基準を満たしている事業所が設置されており、必要に応じて利用が可能となっておりますので、引き続き利用体制の確保を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所についても、町単独での確保は厳しい状況でありますので、富良野圏域での設置に向け検討・協議を図ります。

医療的ケア児支援協議の場の設置については、令和２年に医療関係者、教育・保育施設関係者、障がい福祉サービス事業所、行政機関による医療的ケア児支援協議会を設置し、支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりについての意見交換、情報共有を図り、また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和元年度から１名を配置して体制整備を図っています。

（６）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを設置しています。
地域で安心して暮らしていくために、相談支援体制の充実･強化をさらに推進していきます。

（７）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

職員は、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行い、障がい福祉サービスの質を向上させます。

２　サービスの見込量

障がい者が希望する暮らしの実現やその意欲・能力（適性）に応じた活動を保証するため、障がい福祉サービスの種類ごとの支給量の１か月あたりの目標値を具体的に設定します。

（１）訪問系サービス

【サービスの種類】

事業の種類	Ｒ２ 利用者数	内容
・居宅介護	３人	自宅を訪問し、調理や洗濯等の家事、排せつや食事等の介護、通院の介助などを行うサービスです。
・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援	― ― ― ―	重度の障がい者や視覚障がい者に対して、自宅での入浴や排せつ、食事の介護、外出や移動の支援を行うサービスです。 ※利用対象となる障がいの種類や程度、支援内容はそれぞれ異なります。

【現状と課題】

令和２年度現在、訪問系サービスは居宅介護の利用があります。今後も障がい者本人や家族の高齢化が進むことなどから、在宅生活を円滑に継続するために利用しやすい制度を維持していく必要があります。

【実績と今後の見込量】

居宅系サービスを必要とする障がい者の介助環境や障がい程度に大きな変化がない場合は、サービスの見込量にも大幅な変動は見込まれません。現在の利用状況と地域移行、地域定着の促進を念頭に新規利用見込、また介護保険制度への移行者を考慮して、以下のとおりとします。

区分		Ｈ30 実績	Ｒ元年 実績	Ｒ２ 見込	Ｒ３ 計画	Ｒ４ 計画	Ｒ５ 計画
居宅介護	時間/月	67	35	35	35	35	35
	人/月	4	4	3	4	4	4

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、就労支援や生活面での訓練をはじめ、施設入所者や在宅生活者の昼間の活動支援など、主に施設への通所により提供されるサービスです。

【サービスの種類】

事業の種類	Ｒ２ 利用者数	内容
生活介護	41 人	常時介護を要する方に、入浴や排せつなどの介護や、創作的活動などを通じた身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （生活訓練）	0 人	障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、生活能力の向上（生活訓練）を目指します。
宿泊型自立訓練	0 人	障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、昼夜を通じた訓練を行います。
就労移行支援	1 人	一般企業への就労を希望する障がい者に対し、定められた期間、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援	80 人	一般就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づく【Ａ型】と、主として就労訓練を目的とした【Ｂ型】に分類されます。
療養介護	3 人	重症心身障がい者など、常に医療と介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練や介護を行うサービスです。
短期入所	3 人	在宅の障がい者が一時的な入所を必要とするときに、短期間の入所によって入浴･排せつ･食事等の介護を行うサービスです。
就労定着支援	0 人	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて支援を行います。

【現状と課題】

令和 2 年度現在、町内 4 事業所のほか、富良野圏域を中心とした事業所でサービスが提供され、利用者の数的な需要には対応できています。平成 22 年度に町内で就労継続支援、生活訓練を提供する事業所、平成 25 年度に就労継続支援を提供する事業所が開設されたことにより、利用者数、利用量ともに著しく増加し、閉じこもり防止や就労能力の向上につながっています。

しかし、一般就労に移行する過程（就労移行）を支援する事業所や短期入所の実施事業所が不足していることが課題となっています。

本町には、身体障がい者及び難病のある方の日中活動サービスを受け入れる障がい者事業所が少ないことから、今後の課題となっています。

【実績と今後の見込量】

この数年間で町内や近隣自治体で日中活動系事業所が開設されたことから、サービスの利用者数、利用量ともに著しく増加しています。

現在も潜在しているサービス利用対象者への利用の促しを進めるとともに、多様化するニーズに対応する事を考慮し、以下のとおり見込みます。

区分		H30 実績	R元年 実績	R２ 見込	R３ 計画	R４ 計画	R５ 計画
①生活介護	人日/月	799	845	858	865	872	858
	人/月	39	38	37	37	36	35
②自立訓練 （生活訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
③宿泊型自立訓練	人日/月	27	28	28	28	28	28
	人/月	1	1	1	1	1	1
④就労移行支援	人日/月	34	22	22	22	28	36
	人/月	2	1	1	1	2	2
⑤就労継続支援 （Ａ型）	人日/月	488	347	347	385	423	442
	人/月	16	18	18	20	22	23
⑥就労継続支援 （Ｂ型）	人日/月	848	922	1159	1299	1459	1500
	人/月	57	61	61	65	70	75
⑦療養介護	人日/月	118	96	91	91	91	91
	人/月	4	4	3	3	3	3
⑧短期入所	人日/月	10	8	21	21	21	21
	人/月	2	2	3	3	3	3
⑨就労定着支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

（３）居住系サービス

居宅系サービスは障がい者の住まいの場を提供します。障害者総合支援法施行後は、主に夜間における介助を提供する「居住系サービス」と、昼間における訓練・介助等を提供する「日中活動系サービス」に明確に分離され、需要に応じた柔軟なサービスの選択・提供が可能となっています。

【サービスの種類】

事業の種類	Ｒ２現在 利用者数	内容
①共同生活援助 （グループホーム）	32 人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連携・調整などを行います。
②施設入所支援	25 人	入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
③自立生活援助	0 人	施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する人に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問などにより適切な支援を行います。

【現状と課題】

令和２年度現在、57 人が居住系サービスを利用（入居）し、一般就労や就労訓練、生活介護など、それぞれの特性や必要性に応じた日中活動系支援などを受けながら暮らしています。

町内に入所支援施設は、令和２年度にグループホーム施設が１か所開設されたことから、４か所で 18 床となり、令和２年度では 32 人が利用しています。

また、養護者の高齢化により、独居障がい者が増加傾向にあります。地域移行者の増加も見込めることから、居住系サービスの充実が必要となってきます。

【実績と今後の見込量】

居宅系サービスを必要とする障がい者の介助環境や障がい程度に大きな変化がない場合は、サービスの見込量にも大幅な変動は見込まれません。現在の利用状況と新規利用見込を考慮して、以下のとおりとします。

区分		H30 実績	R元年 実績	R２ 見込	R３ 計画	R４ 計画	R５ 計画
共同生活援助	人/月	25	29	34	35	35	35
施設入所支援	人/月	26	26	26	26	28	28
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

（４）相談支援

相談支援は、障がい福祉サービスの利用者への相談や、平成 24 年度から義務化された支援計画（ケアプラン）の作成等を行うサービスです。

富良野地域生活支援センターへの相談事業の委託のほか、北海道内 20 か所以上の相談支援事業所と利用者が契約し、相談支援全てのサービス等利用計画の作成を行っています。

【サービスの種類】

事業の種類	内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた支援計画（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院から退所・退院する障がい者に対して、地域における生活に移行する際の居住の確保等の相談や支援を行います。
地域定着支援	施設・精神病院からの退所・退院や、単身生活に移行した障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行います。

【現状と課題】

通所事業所の増加などにより、障がい福祉サービスの利用者は年々増加しています。

また、密度の高い支援を必要とする事例や相談内容が多岐にわたる事例などもあり、現在１か所ある指定特定相談支援事業を増やす必要があります。

なお、難病も含まれることから、医療系事業者による指定特定相談支援事業所が必要になっています。

【今後の見込量】

障がい福祉サービス利用者の全てにケアプランを作成します。

障がい者計画「(1) 施設入所者の地域生活への移行」のとおり、令和２年度末で１人の地域移行を目標としています。以上のことから、以下のとおり必要量を見込みます。

区分		H30 実績	R元年 実績	R２ 見込	R３ 計画	R４ 計画	R５ 計画
計画相談支援	人	195	218	227	227	227	227
障がい者	人	98	113	122	122	122	122
障がい児	人	97	105	105	105	105	105
地域移行支援	人	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

（５）精神障がい者への支援

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

（６）障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「上富良野町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの種類】

事業の種類	内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、支援を行うものです。
障がい児相談支援	障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。
医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置を行います。

【現状と課題】

令和２年度現在、町内２事業所において児童発達支援、放課後等デイサービスを行っています。利用者数は年々増加傾向にあり、事業所の受け入れ態勢の強化が必要となってきています。

【実績と今後の見込量】

利用者数が年々増加傾向にあることから、以下のとおり見込みます。

平成 27 年 3 月 1 日より、上富良野町障がい児相談支援センターが開設され、利用者すべてのサービス等利用計画の作成・進行管理を行っています。引き続きサービス利用者すべてのサービス等利用計画の作成、相談体制の充実を図ります。

区分		H30 実績	R元年 実績	R２ 見込	R３ 計画	R４ 計画	R５ 計画
①児童発達支援	人日/月	153	132	132	132	132	132
	人/月	48	54	57	57	57	57
②医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
③放課後等デイサービス	人日/月	177	183	196	196	196	196
	人/月	29	38	38	38	38	38
④保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
⑥障がい児相談支援	人	192	196	232	232	232	232
⑦医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	－	1	1	1	1	1

（７）発達障がい者等に対する支援

発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

（８）相談支援体制の充実・強化のための取組

障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センターの設置）と、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組をそれぞれ構築します。

（９）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

（10）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスとは別に、市町村の裁量により地域で生活する障がいのある人のニーズに応じて実施する事業です。障がいのある人の地域における生活を支えるさまざまな事業を行います。

◇令和２年度の上富良野町実施事業

事業の種類		内容	Ｒ２実施箇所数
必須事業	①理解の促進・啓発事業	地域住民に対し、障がいのある人などへの理解を深めるための研修・啓発事業を行います。	1
	②自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。	0
	③相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	1
	④成年後見制度利用支援事業	判断力が充分でない障がい者に代わり、裁判所が示した後見人が財産の管理や意思決定を補助します。	1
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	0
	⑥意思疎通支援事業	聴覚障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記者の派遣などを行います。	1
	⑦日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等、日常生活用具の給付又は貸与を行います。	1
	⑧手話奉仕員養成研修	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することで、障がい者福祉の向上を図ります。	1
	⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。	1
	⑩地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	0

事業の種類		内容	Ｒ２実施箇所数
任意事業	①日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労の支援や、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。	5
	②訪問入浴サービス事業	身体に障がいがあるために自宅などで入浴することが困難な方の清潔・心身機能の保持のため、浴槽を提供のうえ、居宅を訪問して入浴の支援を行います。	0
	③生活サポート事業	介護給付の支給決定者以外の方について、日常生活や家事に対する支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。	2
	④巡回支援専門員整備事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障がいが気になる段階から支援を行います。	2
	⑤社会参加促進事業		
	奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある方との交流や町広報活動の支援者として、手話通訳者や日常会話程度のコミュニケーション技術を習得した手話奉仕員などを養成します。	1
	自動車運転免許取得・改造補助事業	重度の身体障がい者等が自動車運転免許を取得する場合や、就労に伴い必要となる自動車の改造などに要する費用の一部を助成し、社会参加を促進します。	1
	障がい者スポーツ教室等開催事業	障がい者の健康増進や社会参加、充実した余暇のためスポーツ教室や大会を開催します。	1

①相談支援事業（必須事業）

障がいに関わる心配事や悩み事、障がい福祉制度の利用などについて、障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うなど、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援する事業です。

【現状と課題】

保健福祉課窓口で行う相談支援のほか、富良野地域生活支援センターへ相談業務を委託し、障がい者の支援を行っています。

相談支援等に関わる専門職員の配置や、富良野圏域自立支援協議会を設置（平成 26 年度）して、相談支援体制を拡充しています。

【今後の見込量】

障がい者支援に関する制度の変化や、家族など介護者の高齢化などによって、相談内容も年々複雑化しています。多岐にわたる相談に対応するため、相談対応窓口の専門性を高め、相談支援水準の向上を目指します。

◇障害者相談支援事業見込量

項目	Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
障がい者相談支援事業	１か所	１か所	１か所
基幹相談支援センター	１か所	１か所	１か所
地域自立支援協議会	１か所	１か所	１か所
相談支援機能強化事業	１か所	１か所	１か所
住宅入居等支援事業	１か所	１か所	１か所

②住宅入居等支援事業（必須事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。

【現状と課題】

上富良野町内には安価で賃貸できる一般住宅が少なく、障がい者年金や就労工賃での収入では入居が難しい場合があり、保証人がいないことを理由に契約を結べない場合も多くあります。

【今後の見込量】

令和 2 年度には、いずれも入居の調整ができる家族がいない場合でしたが 3 人の対象者に支援が行われました。今後も高齢化に伴い同数程度の支援が見込まれます。

③成年後見制度利用支援事業（必須事業）

判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、成年後見制度（後見・保佐・補助）を利用することにより、地域で安心して生活できるようにすることを目的とします。

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

【現状と課題】

成年後見制度の基礎的な内容について、町民の方へ制度の周知を図るため、成年後見制度研修会を開催し、令和２年度には役場の職員研修としても実施しました。平成 29 年４月には実施要綱の見直しを図り、後見人等の報酬についても助成できるようにしました。

平成 29 年に１件の申立費用の助成利用（保佐）がありました。まだまだ制度について理解が深まっていないため、今後も制度内容についての周知の取組が必要です。

【今後の見込量】

今後必要な方が増えてくることが予想されること、障がいのある人の権利擁護を図る為、成年後見制度利用支援事業の普及・利用促進に向けた取組みを行います。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	1	2	3

④コミュニケーション支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通（コミュニケーション）に支援を要する人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加の手助けを行う事業です。

【現状と課題】

町では、富良野圏域での共同委託により、コミュニケーション支援事業を実施し、必要に応じて手話通訳者の派遣などを行っています。平成 24 年度からは、道内全市町村で行う「広域派遣事業」に参加し、支援（派遣）の範囲を道内全域に拡大しています。要約筆記派遣事業については、現在利用者はありません。

制度拡充の一方で、手話通訳者など支援の担い手育成にも取り組んでいますが、その専門性の高さから不足状態は続いています。

【今後の見込量】

平成 24 年度から、道内市町村の広域連携によりサービス提供範囲が道内すべての市町村に広がっています。

事業の周知と併せて利用者数、利用回数の拡大を見込み、今後も引き続き手話通訳者、要約筆記者の育成・確保に努め、安定的なサービス提供体制を維持します。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
手話通訳者派遣事業	実利用人数	2	2	2
要約筆記者派遣事業	実利用人数	1	1	1
通訳者等設置事業	設置の有無	0	0	0

⑤日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活上の便宜を図るため、在宅で生活する障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【現状と課題】

利用者からの申請により給付を行っています。大半がストマ用具の給付となっています。制度の利用を必要とする人へ適切に給付できるよう、今後も制度の周知を進めていかなければなりません。

【今後の見込量】

給付の大半を占めるストマ用具については、ここ 3 年の実績が平均 200 件と少し減少傾向であり、その現状の件数を見込み、その他の品目の必要件数については個別の予測が困難であることから、令和 2 年度と同数をそれぞれ見込みます。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
排せつ管理支援用具	ストマ用具（蓄便、蓄尿袋）、紙おむつ等	192	184	176
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等	0	0	0
自立生活支援用具	入浴補助用具、つえ、頭部保護帽、特殊便器等	0	0	0
在宅療養等支援用具	電気式たん吸入器等	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	視覚障がい者用拡大読書器等	1	1	1
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修（手すりの取付、段差の解消等）	3	3	3

⑥移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援する事業です。

【現状と課題】

現在町内１事業所、町外１事業所への委託により事業を実施しています。平成 22 年度に町内事業所においてサービスが開始されて以降、着実に利用が広がっていましたが、ここ数年は利用者の転居や生活環境の変化などにより利用が減少しています。

今後も事業の周知に努めるとともに、利用者のニーズを充分に把握し、需要とサービスの適合を進めていかなければなりません。

事業所名	所在市町村	Ｒ２利用登録者数
ないろニカラ	上富良野町	R2.3.31 で廃止
上富良野町社会福祉協議会	上富良野町	１人
中富良野町社会福祉協議会(車両移送事業)	中富良野町	R2.3.31 で終了
(株)すばる	旭川市	１人

【今後の見込量】

障がい者の地域移行、社会参加を進める一方で、高齢化に伴う家庭内での介助力の低下など本サービスの需要は今後も引き続きあることが予測されます。

現状において利用を希望する方へのサービス量は確保されているといえます。公共交通網の整備が充分でない地方において、今後も的確に利用者のニーズを把握し、サービス水準を維持していきます。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
移動支援事業	実利用人数	1	1	1
	実利用時間	8	8	8

⑦地域活動支援センター事業（必須事業）

障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進の機会を提供する事業です。

【現状と課題】

町では、富良野圏域で共同設置している「富良野地域生活支援センター」に事業を委託して、創作的活動や社会との交流促進等を行っています。

地域活動支援センターを設置している富良野市までバスによる送迎を行っており、地域活動支援センターでの日中活動の機会を提供しています。

障がいサービス利用へのきっかけづくり、地域交流の場が必要になっています。生活圏においても地域活動支援センターの設置が必要となってきています。

【今後の見込量】

富良野地域生活支援センターへの委託による実施を継続します。

現時点ではセンターの新規設置の予定はありませんが、利用者や利用対象者の需要を調査し、検討していく必要があります。

日中活動の場として、さらに社会交流や不安解消のきっかけとして利用できるよう、相談支援事業を併設する地域活動支援センターの利用を促進し、交流の場の充実を図ります。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
地域活動支援センター事業	実施個所数	1	1	1
	実利用人数	52	52	52

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場を確保することで、地域生活の充実と、その保護者等の就労や育児の支援を行います。また、日常的に関わりをもつ家族などの介助者に、一時的な休息を提供することも目的としています。

【現状と課題】

町内３事業所、町外５事業所との委託契約により実施しています。

障がい児については主に保護者の就労サポート、障がい者については日中のレクリエーションや入浴など各施設の特色に応じてさまざまな用途で利用されています。

事業を開始した平成 18 年度以降、利用は着実に伸びていますが、児童の利用については、障がい児通所支援と並行して利用している人が多く、利用者のニーズを把握しながら児童発達支援や放課後等デイサービスとの連携をさらに深める必要があります。

事業所名	所在市町村	Ｒ２利用登録者数
放課後等デイサービスゆうひ	上富良野町	32 人
ラベンダーハイツ	上富良野町	0 人
北の峯学園 デイサポートかみふらの	富良野市 上富良野町	3 人
サポートステーションすきっぷ デイセンター芽ぐみ野	富良野市 富良野市	0 人
デイセンターすずらん	美瑛町	1 人
(株)すばる	旭川市	1 人

【今後の見込量】

現在はすべての利用希望者に対してサービスが提供されています。

今後も引き続き充実した日中活動や保護者の就労、休息のためのサービス水準を維持できるよう、実施事業所との連携を深めます。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
日中一時支援事業	実施事業所数	8	8	8
	実利用人数	18	18	18
	実利用日数	34	34	34

②訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度の身体障がいの方の自宅に訪問し、入浴車で入浴を行います。

【現状と課題】

現在は、日中一時支援を利用することにより、継続的な利用者がなく、委託契約を結んでいる事業所はありませんが、身体状況や介護環境の急激な変化にも対応できるよう、介護保険サービスで委託契約をしている事業所と連携を図り、サービス提供体制がとれるように努めます。

③生活サポート事業

介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす人に対し、必要な支援（生活援助や家事援助）を行うため、自宅にホームヘルパー等を派遣します。

【現状と課題】

町内１事業所への委託のほか、富良野圏域で共同委託を行っています。利用対象のほとんどが介護給付（居宅介護）の支給対象となるため多くの利用はありませんが、緊急の場合など、介護給付によることができない場合や、柔軟な生活援助のために利用されています。

【今後の見込量】

緊急の求めに応じた需要については把握が困難ですが、生活援助での利用実績をもとに、より有効かつ柔軟な利用の促進を図り、以下のとおり見込みます。

現在の委託体制により見込み量の安定的な提供は可能であると判断します。今後も引き続きサービス水準の維持向上を図るとともに、制度が有効に利用されるよう、周知や委託事業所との連携を図ります。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
生活サポート事業	利用量	12	14	17
	実利用人数	2	2	2

④巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に専門支援職員の巡回支援を実施し、施設職員や発達障がい児等の保護者に支援を行います。

【現状と課題】

作業療法士、言語聴覚士による支援を令和元年度は８回行いました。ケースに応じて適切な支援に結びつけられるよう関係機関と連携して支援を行っています。

【今後の見込量】

今後も引き続き支援体制を維持できるよう実施事業所と連携を図ります。

項目		Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
巡回支援専門員整備事業	実施回数	8	8	8

⑤社会参加促進事業

障がい者の社会参加を促進する事業のうち、手話通訳者等の養成、運転免許取得・自動車改造助成、スポーツ教室等開催事業を行っています。

【現状と課題】

手話通訳者等の養成は、富良野圏域での共同委託により事業を行っています。平成 27 年度と平成 28 年度は中富良野町で講座を開催し、町内では平成 29 年度に入門講座、平成 30 年度には基礎講座を開催しました。手話に親しみ、日常会話が可能な技術の取得に大きな成果を出す一方、非常に高度な技術と知識、経験が求められる手話通訳者の誕生には至っていませんが、今後とも継続的に養成講座を開催し、手話通訳者等の養成に努めます。

運転免許取得助成、自動車改造助成については、平成 30 年度に運転免許取得助成を１件、自動車改造助成を１件行い、令和元年度は自動車改造助成を１件行いました。身体障がい者の就業や社会参加に不可欠な運転技能の習得や移動手段の確保を支援するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。

平成 24 年度から、障がい者スポーツ教室を開催しています。パラリンピック種目のような本格的な競技環境は整っていませんが、障がい者の健康増進や余暇の充実のため、スポーツ参加のきっかけづくりとして実施しています。

【今後の見込量】

手話通訳者等の養成については、現段階では講座の開催回数を増やすなどの事業拡大予定はありませんが、現在の委託体制により入門⇒基礎講座のサイクルを継続し、多くの住民が手話に親しみ、手話は言語であることを理解することで、手話通訳者等の養成に努めます。

運転免許取得助成、自動車改造助成については、身体障がい者の社会参加等に不可欠な運転技能の習得や移動手段の確保を支援するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。

スポーツ教室は今後も、スポーツ参加のきっかけづくりとして、障がい者の方でも参加しやすいさまざまな競技種目を実施し、障がい者スポーツの振興を図ります。

項目	Ｒ３計画	Ｒ４計画	Ｒ５計画
奉仕員養成研修	1	1	1
自動車運転免許取得・改造補助事業	1	1	1
障害者スポーツ教室等開催事業	12	12	12

（11）その他の事業

町では、自立支援給付、地域生活支援事業のほか、障がい者が地域で充実した生活、社会参加ができるよう、さまざまな支援を行っています。

事業の種類	内容	R 元 実績	R3 計画	R4 計画	R5 計画
更生医療給付	既にある障がいの症状等を軽減・除去するための手術などの治療によって効果が確実に見込まれる医療について、費用を給付するものです。	562	570	580	590
育成医療給付	18 歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、音声、先天性の心臓又は心臓疾患児の症状等を軽減・除去するための治療によって効果が見込まれる医療について、費用を給付するものです。	0	0	0	0
タクシーチケット助成事業	歩行が困難な重度身体障がい者に対してタクシー利用の助成券（500 円券を障がい種別・住所に応じて 32 枚から 96 枚）を給付し、交通手段の確保と介護の負担軽減を図っています。	85	88	91	94
施設通所交通費助成事業	町外の通所事業所へ通所する方に対して、通所交通費（鉄道運賃相当額）の２分の１を助成しています。	3	3	3	3
福祉バス事業	高齢者や障がい者の移動手段を確保して、積極的な福祉活動や社会参加を促進します。	111	115	120	125
障がい福祉サービス事業所設置補助	町内に事業所を新たに設置する事業者に対して、施設の建設費（改修費）、初期備品の購入費、賃借料に対して補助を行います。	1	1	1	1
腎機能障害者通院交通費補助	人工透析を行う腎機能障がい者に対し、通院にかかる費用を補助します。１か月あたりの交通費が 5 千円（非課税世帯については全額）を超えた場合、超えた金額を補助します。	17	24	30	35
特定疾患患者等通院交通費補助	治療が困難とされている特定疾患の治療のため通院する患者に対し、交通費の 2 分の１及び通院証明書料を補助します。	95	95	95	95

１　計画の進行管理体制

計画を着実に推進するためには、計画の進行過程を管理する体制を整える必要があります。

町では、町（行政）の責務として、計画の進み具合や実施状況を分かりやすく点検し、その結果を検討し評価する作業を行う際に、ＰＤＣＡサイクルによるマネジメントの考え方を活用し、他の福祉関連計画や日々変化する社会情勢との整合を図り、町民の評価や要望を客観的に受け止め、必要に応じて柔軟に対応し、計画が進められるように努力します。

２　関係機関との連携

（１）庁内での連携

本計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、また、福祉サービスを提供する社会基盤の整備や、住まい・公共施設・交通機関等のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを促進するために、保健・医療・福祉のみならず、教育・住宅・協働など他分野にも関わる計画として位置づけています。

そのため、計画の推進においては全庁的な連携をもって臨みます。

（２）国・道・近隣市町村との連携

障がい者福祉施策の根幹となる政策や計画に関わる国や道との連携を密にするとともに、町単独での事業展開が困難な福祉施策については他市町村と連携し、適切に実施できる体制を維持します。

（３）障がい者関係団体、ＮＰＯ、ボランティアとの連携

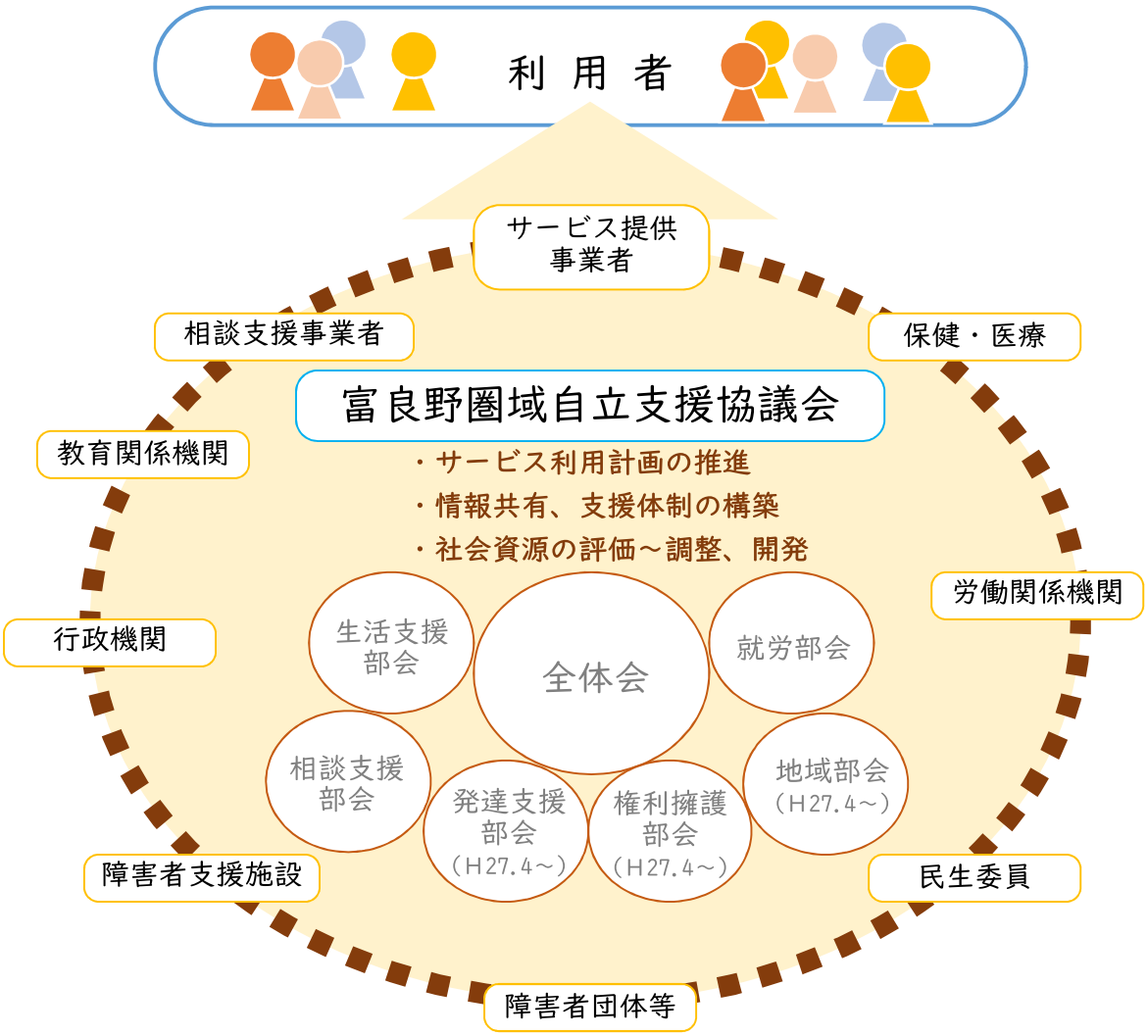
障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するために、障がい者の需要に最も近い地元関係団体との連携を特に綿密にし、障がい者福祉のより一層の具体化を進めます。

３　自立支援協議会の活用

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として事業者、雇用、教育、医療等の関連する機関による情報の提供・共有、ネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源開発のほか、障がい福祉計画の実現に向けた推進を図ります。

計画の総合的な進行管理とは別に、平成 25 年４月に施行された障害者総合支援法により、地域の自立支援協議会にはさらに多くの役割が求められています。

これらの役割を果たし、障がい者が安心して自立した暮らしができるよう、平成 27 年４月から設置された富良野圏域自立支援協議会（上富良野部会）により進行運営管理を行っていきます。



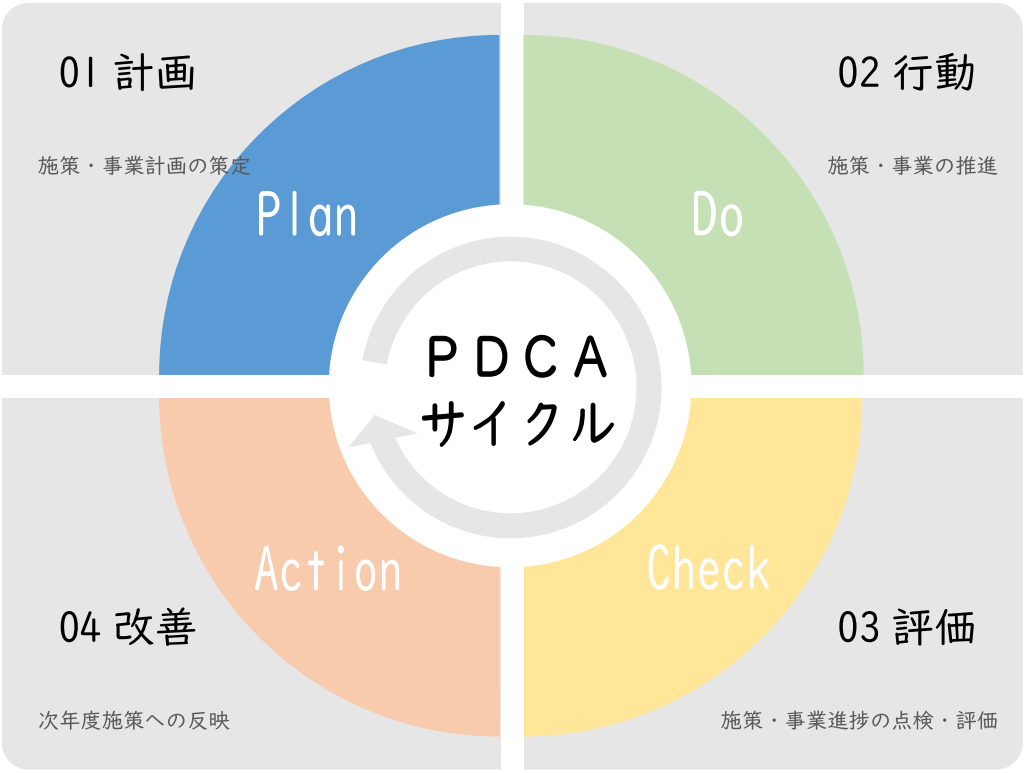
４　計画の点検・評価

本計画の進行管理は、町（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Action）」のＰＤＣＡサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する保健福祉課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、主要な取組の担当課がそれぞれ点検・評価し、その内容を保健福祉課が収集・把握します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。



1　設置要綱

上富良野町障がい者計画策定委員会設置要綱

（令和２年４月８日決定）

（設置）

第１条　上富良野町障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に関し、障害者に関する施策の総合的な検討を行うため、上富良野町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、計画の策定に関して調査研究し、町長に必要な意見を述べることができる。

（組織）

第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　民生委員・児童委員

(2)　障がい者又はその家族

(3)　福祉関係団体を代表する者

(4)　障害者福祉施設を代表する者

(5)　その他町長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を兼ねる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、委員長が招集する。

２　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

３　会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（任期）

第６条　委員の任期は、第２条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、保健福祉課福祉対策班において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行し、第６条に規定する委員の任期の終了をもってその効力を失う。

2　委員名簿

第３期上富良野町障がい者計画策定委員

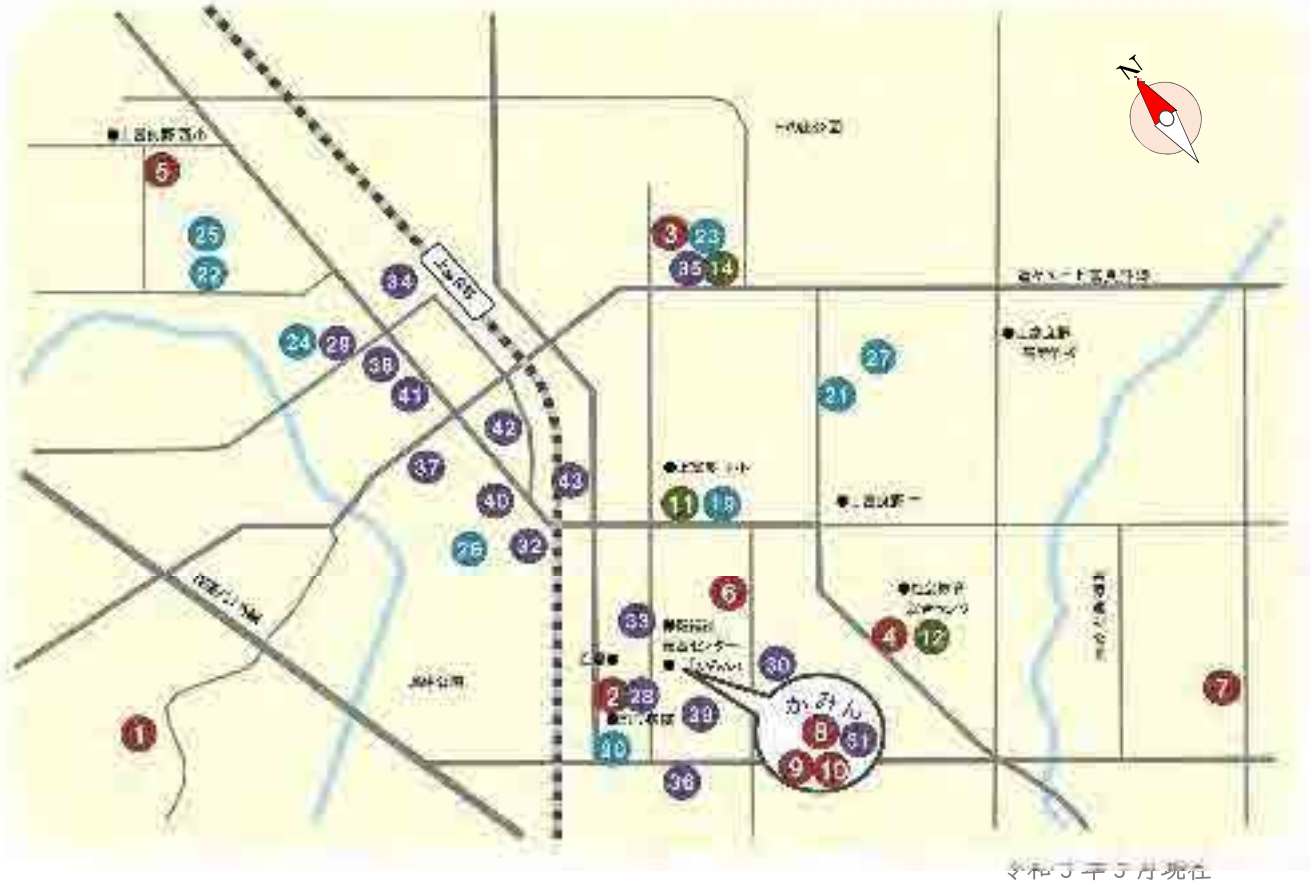
	団体名等	氏　名	備考
1	民生児童委員協議会	羽賀美代子	委員長
2	手をつなぐ親の会	佐藤　祥一	
3	つばさ会	宮崎　　守	
4	身体障害者福祉協会	佐藤　輝雄	副委員長
5	社会福祉協議会	吉河　祐樹	
6	ないろニカラ	田中　章仁	
7	エクゥエート富良野 （富良野地域生活支援センター）	久田　　到	
8	富良野あさひ郷	水野　雄二	
9	ヒューマンインターフェイス（株）	鈴木康治朗	
10	（株）澄空	福永　将平	
11	発達支援センター	床鍋のぞみ	
12	児童相談支援センター	武山　義枝	
13	一般公募	太田　恵子	

3　計画策定の経過

日　程	内　　容
令和２年６月５日～ ６月 28 日	福祉（障がい）に関するアンケート調査
令和２年６月 15 日	厚生文教常任委員会説明
令和２年６月 23 日	第１回上富良野町障がい者計画策定委員会
令和２年８月 25 日	第２回上富良野町障がい者計画策定委員会
令和２年 11 月 11 日	第３回上富良野町障がい者計画策定委員会
令和２年 12 月 25 日～ 令和３年１月 24 日	パブリックコメント
令和３年２月９日	第４回上富良野町障がい者計画策定委員会
令和３年２月 22 日	厚生文教常任委員会説明
令和３年３月 26 日	第５回上富良野町障がい者計画策定委員会

4　福祉・医療マップ

かみふらの福祉・医療マップ　～地域の福祉と医療の連携で安心できる暮らしを～



	高齢者福祉
1	ラベンダーハイツ
	デイサービスセンター
2	介護医療院上富良野
3	ほーぷ
4	おおぞら
5	ふくしん
6	ハイムいしずえ
7	やまびこ
8	社会福祉協議会
9	デイサービスセンターかみん
10	地域包括支援センター

	障がい者福祉
11	なないろニカラ
12	デイサポートかみふらの
13	ふれあい荘
14	ヒューマンインターフェイス（株）
15	あさがお
16	さくら
17	グループホーム上富良野
18	グループホームもとまち

	児童福祉
19	放課後等デイサービスゆうひ
20	発達支援センター
21	東児童館
22	西児童館
23	放課後クラブ TOBEL
24	上富良野高田幼稚園
25	上富良野西こども園
26	わかば中央保育園
27	わかば愛育園

	医療機関
28	上富良野町立病院
29	渋江病院
30	小野沢整形外科
31	訪問看護ステーション
32	園田歯科医院
33	矢花歯科クリニック
34	大倉歯科医院
35	こだま歯科医院
36	大町歯科クリニック
37	山崎歯科医院
38	フクヤ薬局
39	ほたる調剤薬局
40	松井薬局
41	まちの整骨院上ふらの分院
42	渡辺整骨院
43	千葉整骨院

※住所を公表していない福祉施設もあります。

5　事業所（施設）サービス一覧

●障がい福祉サービス事業所（施設）

	障がい福祉サービス	事業所（施設）
1	居宅介護	社会福祉協議会
2	重度訪問介護	社会福祉協議会
3	生活介護	富良野あさひ郷
4	就労移行支援	[富良野あさひ郷]
5	就労継続支援Ａ型	ヒューマンインターフェイス
6	就労継続支援Ｂ型	なないろニカラ 富良野あさひ郷 [エクゥエート富良野]
7	短期入所（福祉型、医療型）	[富良野あさひ郷]
8	共同生活援助	なないろニカラ エクエート富良野 富良野あさひ郷
9	施設入所支援	[富良野あさひ郷]
10	地域生活支援拠点等事業	保健福祉課 [エクゥエート富良野]
11	基本相談支援（障害者相談支援事業）	[エクゥエート富良野]
12	一般相談支援事業（地域移行支援）	[エクゥエート富良野]
13	一般相談支援事業（地域定着支援）	[エクゥエート富良野]
14	児童発達支援	発達支援センター
15	放課後等デイサービス	澄空 ＴＯＢＥＬ
16	保育所等訪問支援	発達支援センター
17	計画相談支援（総合支援法）	児童相談支援センター(児) 保健福祉課(者) [エクゥエート富良野] [富良野あさひ郷]
18	障害児相談支援（児童福祉法）	児童相談支援センター [エクゥエート富良野]

[　　]内は、サービス提供を富良野圏域（富良野市内）で行っている事業所・施設となります。

●地域支援事業（必須事業）

	地域支援事業サービス	事業所（施設）
1	理解促進研修・啓発事業	[エクゥエート富良野]
2	自発的活動支援事業	[エクゥエート富良野]
3	相談支援事業	[エクゥエート富良野]
4	成年後見制度利用支援事業事業	保健福祉課
5	成年後見制度法人後見支援事業	保健福祉課
6	意思疎通支援事業	[エクゥエート富良野]
7	日常生活用具給付等事業	保健福祉課
8	手話奉仕員養成研修事業	[エクゥエート富良野]
9	移動支援事業	社会福祉協議会
10	地域活動支援センター機能強化事業	[エクゥエート富良野]

[　　]内は、サービス提供を富良野圏域（富良野市内）で行っている事業所・施設となります。

●地域支援事業（任意事業）

	地域支援事業サービス	事業所（施設）
1	日中一時支援	富良野あさひ郷 澄空
2	地域移行のための安心生活支援	[エクゥエート富良野]
3	相談支援事業所等における退院支援体制確保（退院促進事業）	[エクゥエート富良野]
4	その他日常生活支援（生活サポート）	社会福祉協議会 [エクゥエート富良野]
5	スポーツ・レクリエーション教室開催等	保健福祉課
6	自動車運転免許取得・改造助成	保健福祉課
7	タクシーチケット助成	保健福祉課
8	施設通所交通費助成	保健福祉課
9	医療的ケア支援	保健福祉課
10	福祉バス利用	保健福祉課
11	障害福祉サービス事業所設置補助	保健福祉課
12	腎機能障害者通院交通費助成	保健福祉課
13	特定疾患患者等通院交通費補助	保健福祉課
14	その他社会参加支援	保健福祉課 [エクゥエート富良野]
15	成年後見制度普及啓発	社会福祉協議会
16	障害者虐待防止対策支援	保健福祉課
17	その他権利擁護支援	社会福祉協議会
18	障害支援区分認定等事務	保健福祉課

[　　]内は、サービス提供を富良野圏域（富良野市内）で行っている事業所・施設となります。

●在宅福祉サービス（町独自事業）

	在宅福祉サービス（町独自事業）	事業所（施設）
1	理容サービス	社会福祉協議会
2	電話サービス	社会福祉協議会
3	配食サービス	社会福祉協議会
4	移送サービス	社会福祉協議会
5	除雪サービス	社会福祉協議会
6	緊急通報システム設置	保健福祉課
7	寝たきり者等おむつ購入費助成	保健福祉課

［　　］内は、サービス提供を富良野圏域（富良野市内）で行っている事業所・施設となります。

第３期上富良野町障がい者計画
（第６期障がい福祉計画）
（第２期障がい児福祉計画）

発　　行：上富良野町
編　　集：保健福祉課
住　　所：〒071-0561
　　北海道空知郡上富良野町大町２丁目８番４号
電　　話：45 局 6987 番